

阿波市環境基本計画

未来につなぐ環境

自然豊かに愛される郷土 阿波市



吉野川の柿原堰



徳島県阿波市

はじめに

阿波市は、豊かな田園や山、川が与えてくれる自然の恵みの恩恵を受けてきました。

本市の豊かな自然環境を守ることは、とても大切なことです。

また、この恵まれた自然環境は、先人たちが自然との共生によって築いてきた遺産であることを忘れず、次の世代に継承していくことが重要です。



地球規模では、地球温暖化や外来生物などの環境問題がこれまで以上に深刻化かつ、複雑化しています。

さらに東日本大震災以降のエネルギー問題をはじめ、社会情勢の変化による環境問題に対応していく必要があります。

このような状況を踏まえ、国及び徳島県の環境基本計画、第2次阿波市総合計画との整合性を図り、関連計画における環境施策とも連携し、2027(H37)年度を目標年次とし、今後、10年間で本市が目指す環境の方向性を示す『阿波市環境基本計画』を策定しました。

本計画では、『**未来につなぐ環境 自然豊かに愛される郷土 阿波市**』を目標とする環境理念として掲げ、人と自然との共生が、自然豊かなまちづくりを目指してまいります。

今後とも市民や事業者の皆さま方のなお一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりましてご尽力いただきました「阿波市環境審議会」及び「阿波市環境基本計画策定員会」の委員の皆さまをはじめ、ご意見やご提言をいただきました多くの皆さまに心からお礼を申し上げます。

2018年3月

阿波市長 **藤井 正助**

目次

はじめに.....	2
第1章 計画策定の基本事項	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の構成.....	3
4 計画の期間.....	4
5 計画の対象地域.....	4
6 計画の主体と役割.....	4
7 計画策定の体制.....	5
8 計画の対象とする環境の範囲.....	5
第2章 環境の現状と課題.....	6
1 市の概要.....	6
(1) 位置・地勢.....	6
(2) 人口・世帯数.....	7
(3) 気象.....	8
(4) 地形・地質.....	8
(5) 土地利用.....	9
2 自然共生.....	10
(1) 森林.....	10
(2) 河川.....	10
(3) 動植物.....	11
(4) 自然景観・歴史文化遺産.....	13
(5) 農業環境.....	16
3 安全安心・快適.....	17
(1) 水質.....	17
(2) 大気.....	21

(3) 騒音・振動.....	22
(5) 公園・緑地.....	25
4 資源循環.....	26
(1) ごみ.....	26
(2) リサイクル.....	26
(3) 生活排水処理.....	27
6 低炭素.....	28
(1) 地球温暖化（脱炭素社会）.....	28
(2) 再生可能エネルギー.....	29
7 共生・協働.....	30
(1) 環境教育.....	30
(2) 環境保全活動.....	31
(3) コミュニティづくり.....	32
(4) エシカル普及活動.....	32
8 市民・事業者の意識.....	33
(1) アンケート調査.....	33
(2) 環境分野の特性と課題.....	35
(3) アンケート結果（満足度）.....	36
(4) アンケート結果（重要度）.....	38
(5) アンケート結果（市民の環境意識）.....	40
(6) アンケート結果（事業所の環境意識）.....	41
第3章 計画の目標.....	42
1 基本理念と目指すべき環境像.....	42
① 基本理念.....	42
② 目指すべき環境像.....	42
2 基本目標.....	43
3 環境分野.....	43

第4章 基本施策	44
1 自然豊かな郷 阿波市	45
(1) 自然環境の保全・管理	45
(2) 農業環境の充実	46
(3) 森林の保全・育成・活用	47
(4) 地球環境の保全	48
2 暮らしを守る 阿波市	49
(1) 生活環境の保全	49
(2) 安全安心・快適な生活の構築	50
(3) 資源循環の整備	51
(4) ごみ処理等環境衛生の充実	52
3 未来への継承 阿波市	53
(1) 環境教育の推進	53
(2) 食育の充実	54
(3) コミュニティ活動の実践	55
(4) 共生・協働体制の確立	56
第5章 計画の推進	57
1 計画の推進体制	57
(1) 市民・事業者との協働（環境保全活動）	57
(2) 庁内の体制	57
(3) 環境審議会	57
2 計画の進行管理	58

参考資料.....	59
1 策定体制.....	59
(1) 阿波市環境審議会.....	59
(2) 阿波市環境基本計画策定委員会.....	60
2 策定の経過.....	61
3 阿波市環境基本条例.....	62
4 阿波市環境基本条例施行規則.....	65
5 阿波市環境基本計画策定委員会設置要綱.....	67
6 環境に関連する施策の実施状況.....	68
7 用語集.....	69

第1章 計画策定の基本事項

1 計画策定の背景と目的

阿波市は、平成17年4月に旧吉野町・土成町・市場町・阿波町が合併し発足しました。

本市は、徳島県の中央北部に位置し、北部の県境には讃岐（阿讃）山脈の緑豊かな山地を有し、南部は吉野川北岸の平野部に市街地を形成しています。

自然に恵まれ、郷土愛と奉仕精神あふれる人が住み、温暖な気候と肥沃な土地を生かし高品質な農畜産物を供給する県下有数の農業のまちとして発展してきました。

本市では、「第1次阿波市総合計画「わたしの阿波未来プラン」（平成19年度～平成28年度）、「第2次阿波市総合計画「かがやく」わたしの阿波未来プラン2017（H29）年度～2026（H38）」を最上位計画として策定しました。

この総合計画において、

「環境重視の特色あるまちづくりを総合的、計画的に進めるため、全市的な環境保全の指針となる環境基本計画の策定を図ります。」

と、環境基本計画の策定について検討することとなりました。

現在は、大量生産、大量消費のライフスタイルとなり「生活型公害」と「廃棄物公害」による地域環境問題と、地球温暖化、自然災害などの地球環境問題になっています。環境に対する市民の要求は多様化し、かつ高度なものになってきており、本市が直面している環境問題に的確・迅速に対応していかなければなりません。

このような環境問題の対応に、従来の法令等による規制だけでなく、ライフスタイルの見直しと問題提起しなければなりません。

また、地域事情に沿った具体的な目標や、市民・事業者・市のパートナーシップで取り組む行動指針を定め、豊かな自然が息づくまちとしての特性を踏まえ、環境保全を重視した生活環境の整備を図り、市民がずっと住みたくなる環境づくり、そして市外の人々が移住したくなる環境づくりを進める必要があります。

本市では、健全な地域環境や地球環境を将来の世代に引き継ぐため、平成17年4月1日から「阿波市環境基本条例」を施行しました。

本計画は、「阿波市環境基本条例」の基本理念に基づき、市民、事業者及び本市がそれぞれの立場で、または協働して環境の保全に取り組むことにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能なまちづくりを実現するため、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進を目的とします。

2 計画の位置づけ

平成5年に「公害対策基本法」と「自然環境保全法」が統合され、「環境基本法」が制定されました。この中に、国の環境基本計画の策定が規定されており、国は平成6年12月に初めて「環境基本計画」を策定し、以後、定期的に見直しを行っています。

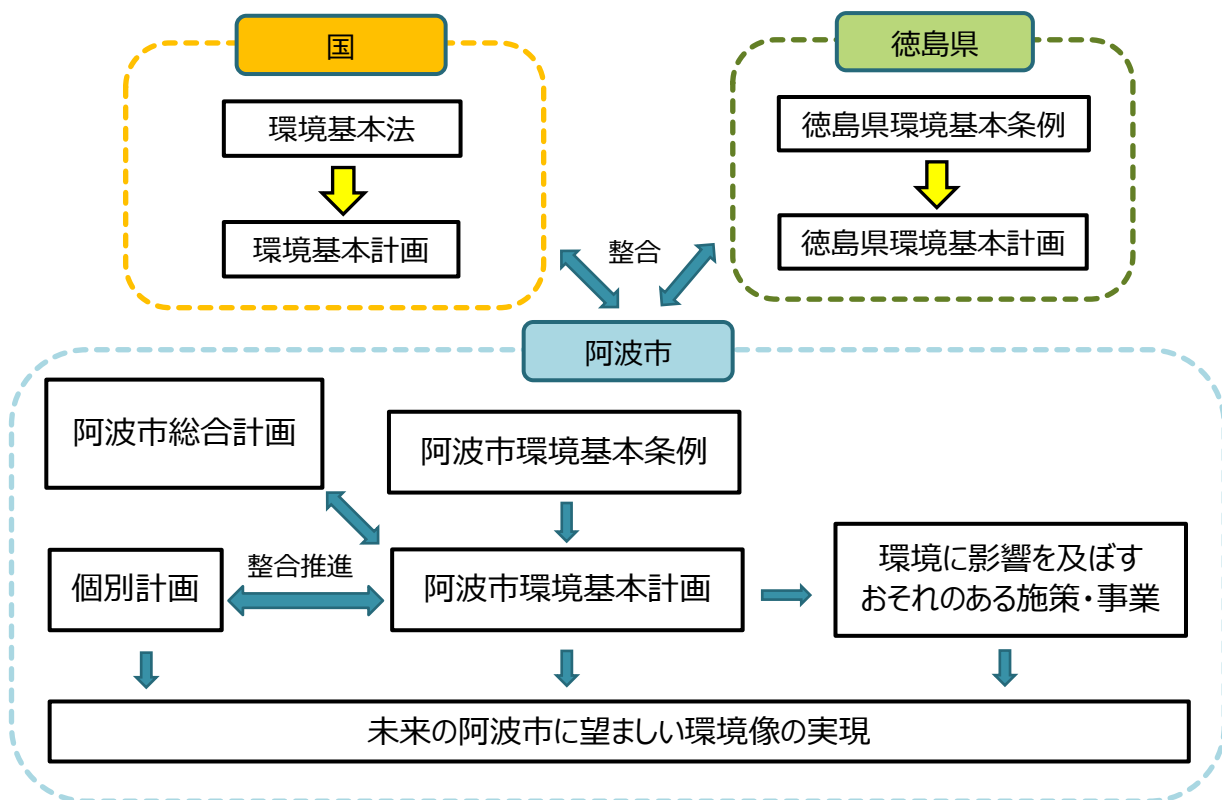
徳島県でも平成16年3月に「徳島県環境基本計画」を、平成25年12月に「第2次徳島県環境基本計画」を策定しました。

「阿波市環境基本計画」策定にあたっては、平成24年4月に閣議決定された国の第4次環境基本計画をはじめ、国及び徳島県などの関連計画、本市の上位計画である「阿波市総合計画」並びに本市の個別計画との整合を図り、「阿波市環境基本条例第3条」の規定に基づき策定し、本市の環境に関する総合的な計画とします。

(阿波市環境基本条例 抜粋)

第3条 市長は、この条例の目的を達成するため次に掲げる事項について、基本的かつ総合的な計画を策定し実施しなければならない。

- (1) 自然環境及び生活環境の保全に努めるとともに施設及び設備の整備を図ること。
- (2) 市民に対し、良好な生活環境を適正に保持するため環境保全に関する知識の普及高揚を図るとともに、市民の自主的活動の助長に努めること。



阿波市環境基本計画の位置づけ

3 計画の構成

第1章 計画策定の基本事項

計画の背景と目的、位置づけ、計画の期間、対象地域や対象とする環境の範囲などの基本的事項をとりまとめています。



第2章 環境の現状と課題

市の概要をはじめ、分野別の環境の現状と課題や市民の環境に対する意識をとりまとめています。



第3章 計画の目標

めざすべき環境像と3つの基本目標を掲げています。大切にしたい視点や環境目標なども整理しています。



第4章 基本施策

めざすべき環境像にもとづく3つの基本目標の実現に向けて展開する施策を示しています。



第5章 計画の推進

環境の保全と創造に関する取組を効果的かつ効率的に進めるための体制と進行管理の方法を整理します。

4 計画の期間

本計画期間は、2018（H30）年度を初年度とし、2027年度を目標年度とします。

なお、計画期間中においても、本市を取り巻く環境や社会情勢の動向を踏まえ、「阿波市総合計画」や他の関連計画との整合を図るため、必要に応じて随時見直しをするものとします。

計画の期間：2018（H30）年度～2027年度

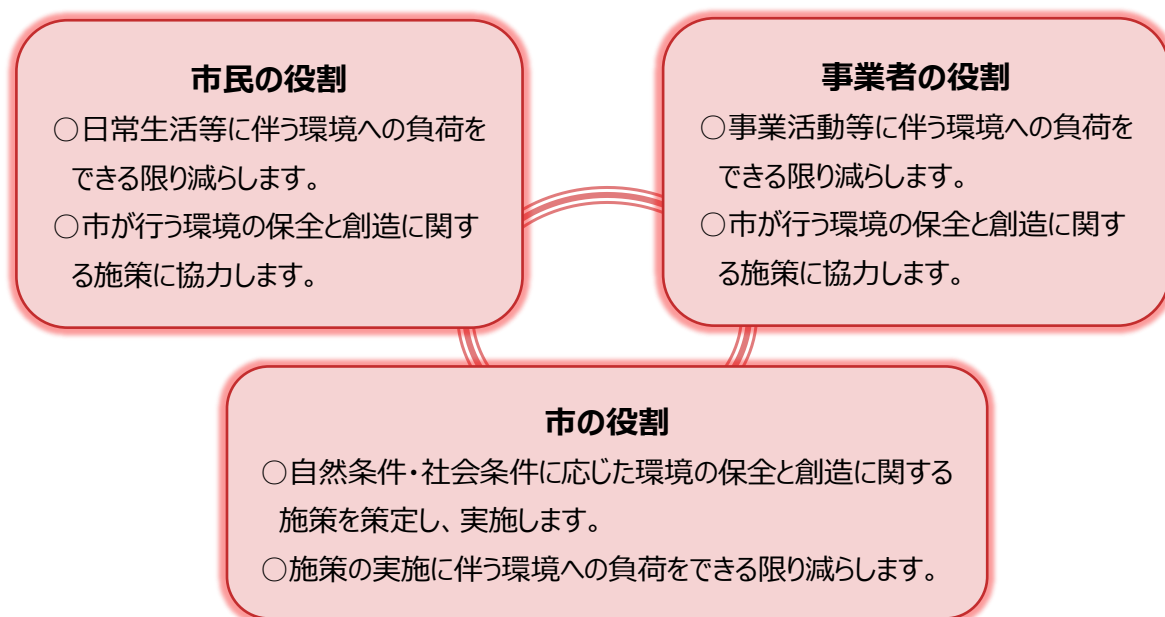
5 計画の対象地域

計画の対象地域は、阿波市全域（191.11 km²）とします。

また、市域外におよぶ環境への負荷の低減に努めるとともに、大気、水質汚濁、土壌汚染をはじめ、地球環境に関わる問題など、広域的な取り組みを必要とする施策については、国・徳島県及び他の自治体と連携します。

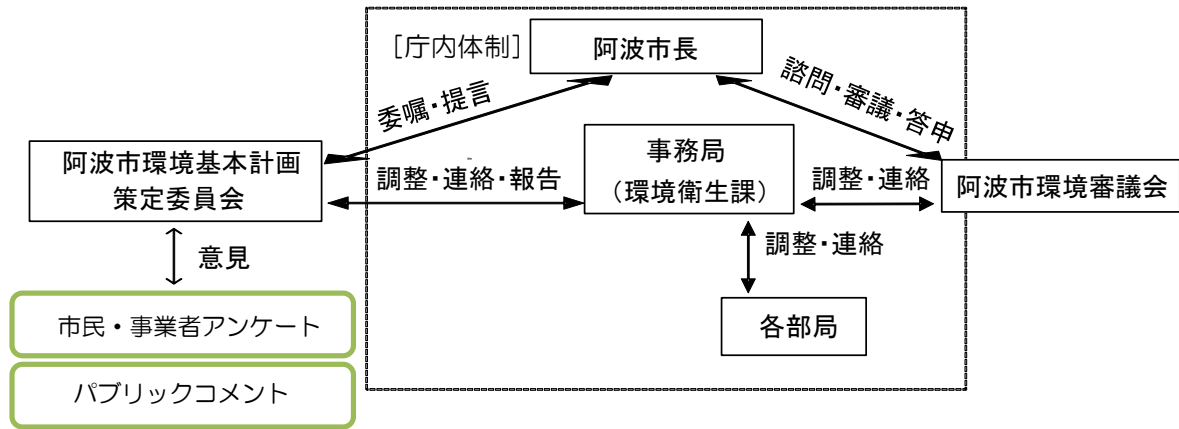
6 計画の主体と役割

本市における、今日の様々な環境問題を解決するためには、市民・事業者・市の各主体が共通認識と連携のもと、それぞれの立場で役割を分担して、自主的・積極的に行動、協働して取り組むことが必要となります。



7 計画策定の体制

次の体制により、計画策定に向けた検討等を行います。



8 計画の対象とする環境の範囲

本計画では、環境行政の究極目標である『持続可能な社会』を構成する「自然共生」、「安全安心・快適」、「資源循環」、「低炭素」と、次世代の育成を実現するための「共生・協働」を5つの環境分野とし、次の主要要素を環境の範囲とします。

環境分野	環境の主要要素
自然共生	森林、河川、動植物、自然景観・歴史文化遺産、農業環境
安全安心・快適	水質、大気、騒音・振動、公園・緑地
資源循環	ごみ・リサイクル、生活排水処理
低炭素	地球温暖化（脱炭素社会）、再生可能エネルギー
共生・協働	環境教育、環境保全活動、コミュニティづくり、エシカル普及活動

第2章 環境の現状と課題

1 市の概要

(1) 位置・地勢

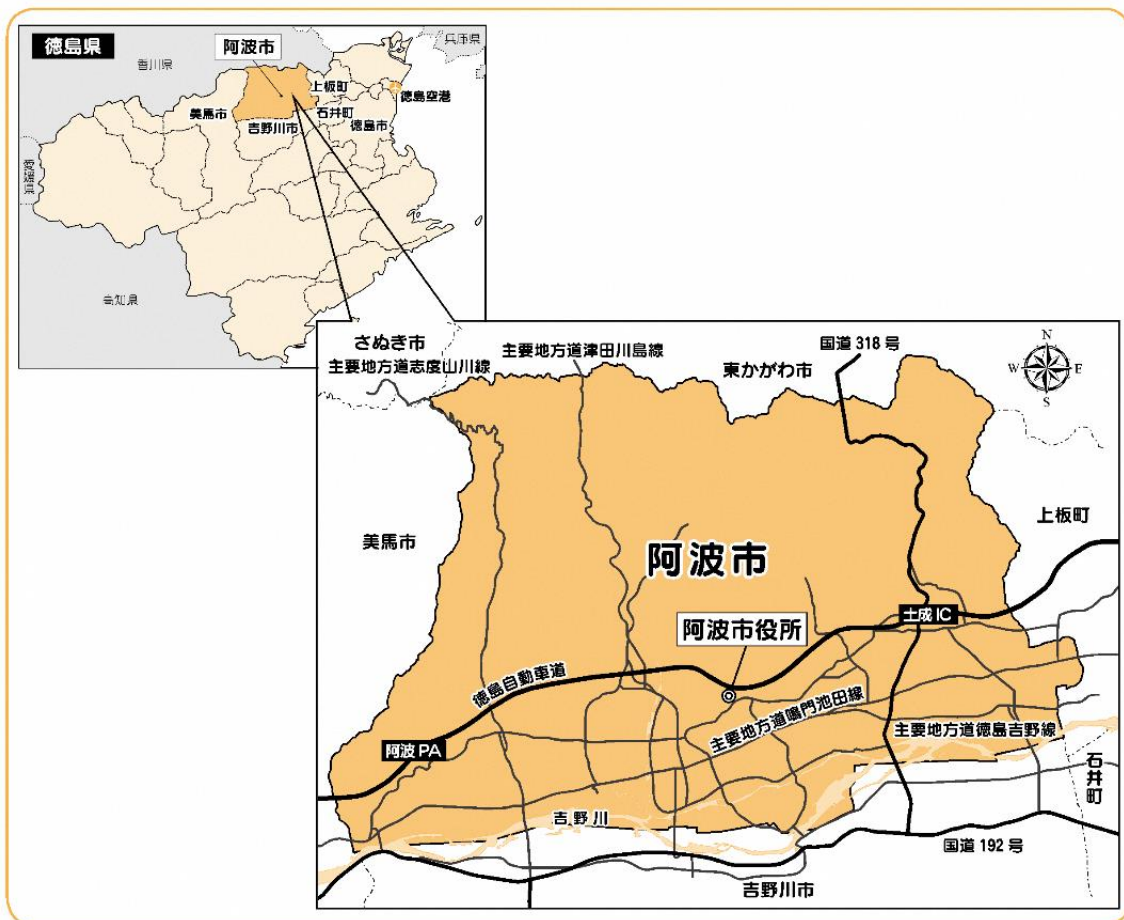
本市は、徳島県の中央北部に位置し、東は上板町、西は美馬市、南は吉野川市、北は香川県東かがわ市に接しています。

北部の県境には、讃岐（阿讃）山脈の山々が連なり、これらを源とする河川が南へ流れ、南面傾斜の扇状地を形成しています。

また、南部には、四国最大の河川・吉野川が流れ、その北岸に広がる平野部は、温暖な気象条件と肥沃な土壌に恵まれた農業がとて盛んな地域です。

総面積は 191.11 k m^2 で、徳島県の 24 市町村の中で、8 番目に広い面積となっています。

可住地面積は、89.78 k m^2 で、可住地面積割合は 47.0% となり、徳島県内でも平野部の多い地域といえます。



(2) 人口・世帯数

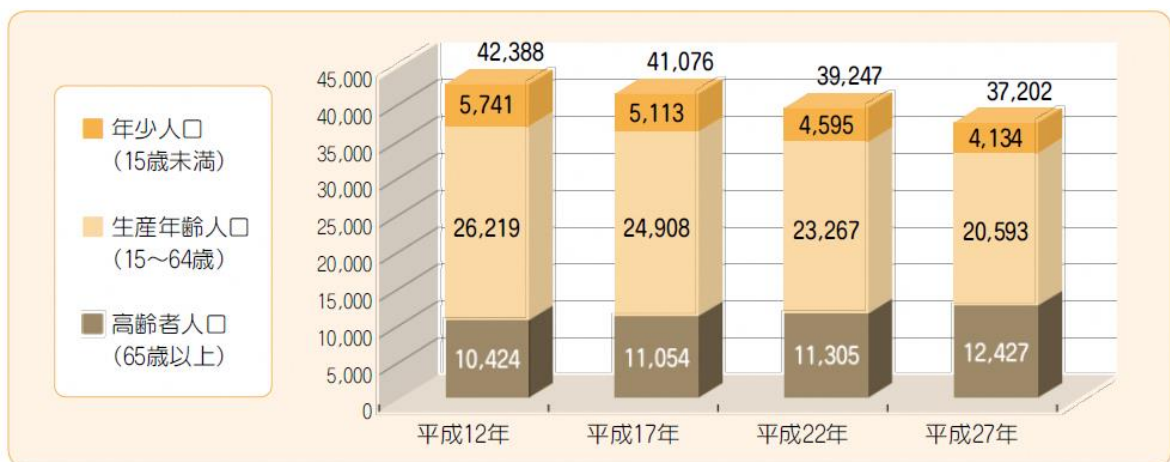
2015(H27)年国勢調査による人口は37,202人、世帯については13,108世帯で、1世帯当たりの人数の平均は2.8人となっています。

2010(H22)年国勢調査の39,247人から2,045人減少し、増減率は-5.2%となっています。

今後は、核家族化の進行や単身世帯が増えることが予想され、世帯の構成人数が減っていくと考えられています。

(単位：人、%)

項目	年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口		42,388	41,076	39,247	37,202
年少人口 (15歳未満)		5,741 (13.5)	5,113 (12.4)	4,595 (11.7)	4,134 (11.1)
生産年齢人口 (15~64歳)		26,219 (61.9)	24,908 (60.6)	23,267 (59.3)	20,593 (55.4)
高齢者人口 (65歳以上)		10,424 (24.6)	11,054 (26.9)	11,305 (28.8)	12,427 (33.4)



注) 総人口には、平成12年に4人、平成17年に1人、平成22年に80人、平成27年に48人の年齢不詳を含む。

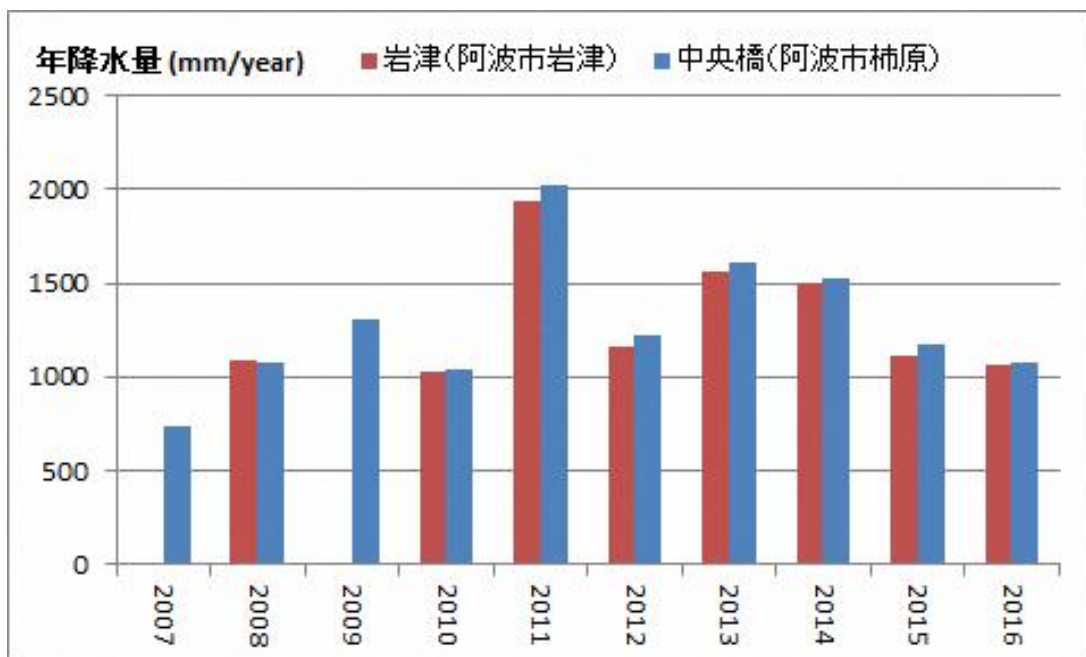
資料：国勢調査

(3) 気象

気候は、瀬戸内式に属し、温暖で降雨量が比較的少ない地域となっています。

国土交通省の岩津観測所（阿波市岩津）と中央橋観測所（阿波市柿原）における、過去10ヶ年（2007年～2016年）の年降水量の推移を示します。10ヶ年の平均年降水量は岩津 1,309mm、中央橋 1,279mm で、大きな差はみられず、2011年は特に多かったことがわかります。

年降水量の推移



出典：国土交通省水文水質データベース

(4) 地形・地質

地質構造は、讃岐（阿讃）山脈南側の崖錐部（急斜面または崖の脚部につくられる半円錐状の堆積地形部のこと）に日本を縦断（分断）する中央構造線があり、それに沿った中央構造線活断層系と呼ばれる活断層のうちの神田断層、父尾断層が本市を東西に走っています。

特筆すべき地形として1934年5月1日に国定天然記念物に指定された「阿波の土柱」が挙げられます。阿波市阿波町の切戸から阿讃山麓にかけて、土柱層と呼ばれる礫層が分布しており、「土柱」はこの礫層が降雨などで浸食されることにより形成されています。

（阿波市の地質と地形：阿波学会紀要第56号2010年7月）

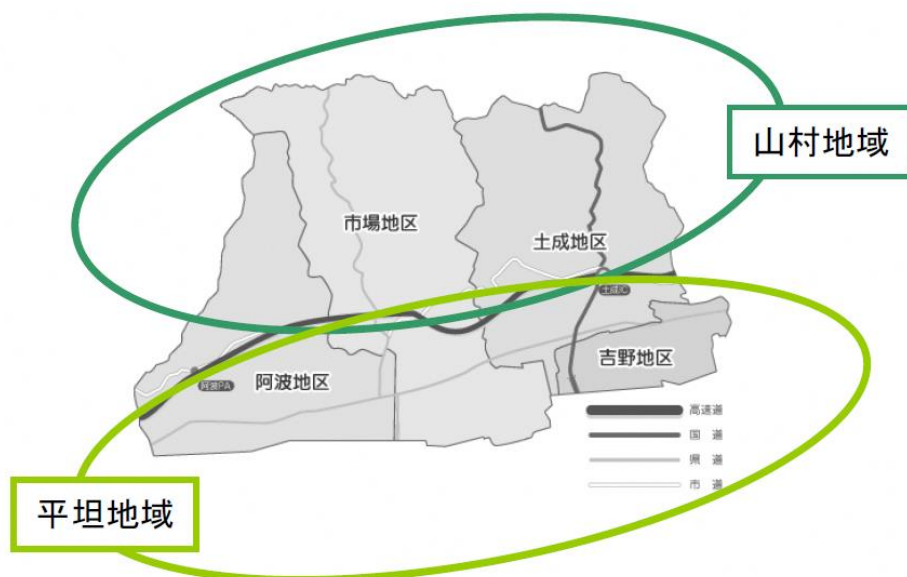
(5) 土地利用

本市の市土の利用区分は、阿波市国土利用計画（平成24年3月）により、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地、その他の7つの地目別に区分し、次に示すとおりとなっています。

市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

	平成22年 (ha)	平成30年 (ha)	構成比 (%)	
			平成22年	平成30年
農用地	4,122	4,038	21.6	21.1
農地	4,112	4,028	21.5	21.0
採草放牧地	10	10	0.1	0.1
森林	10,073	10,067	52.7	52.7
原野	0	0	0.0	0.0
水面・河川・水路	1,613	1,615	8.4	8.4
道路	623	661	3.3	3.5
宅地	1,098	1,140	5.8	6.0
住宅地	794	833	4.2	4.4
工業用地	56	57	0.3	0.3
その他の宅地	248	250	1.3	1.3
その他	1,568	1,576	8.2	8.3
合計	19,097	19,097	100.0	100.0

阿波市国土利用計画(平成24年3月)



2 自然共生

(1) 森林

本市の森林面積は、101.21 k㎡で、市全体の約53%が森林です。このうち、スギやヒノキなどの針葉樹がその半数を占め、残りの天然林は、シイ、カシ、ナラ類などの広葉樹です。



こうした豊かな森林環境は、水源のかん養や生物多様性の保全、土砂災害の防止などの多様な公益的機能を有しており、適正な維持管理が必要です。

本市の森林については、「阿波市森林整備計画」に基づき、将来にわたって適正に管理され、持続可能な森林経営が行われるよう、林業生産基盤の充実や計画的な森林施業を促進し、「市土の保全」や「水源のかん養」、「地球環境の保全」など、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、「森林の保全及び育成」、「治山対策の促進」、「森林空間の総合的利用」に努めることとされています。

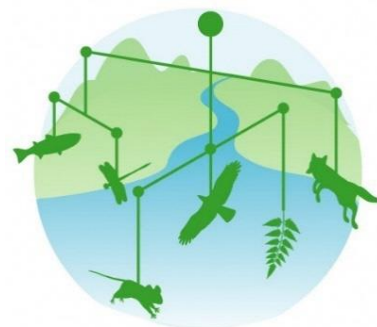
しかし、林業従事者の高齢化や担い手不足、木材価格の長期低迷による採算性の悪化などにより、適正な森林管理が難しい状況にあり、森林の持つ水源かん養機能などの喪失が危惧されます。



(2) 河川

本市には、一級河川吉野川に流れ込んでいる伊沢谷川、日開谷川、宮川内谷川などの支流があります。

市域の約5割を占める豊かな森林から供給された水が、多くの河川に流れ、人々の暮らしを支えるとともに、多くの動植物の生息・生育環境となっているなど、市内には水循環が行われる環境が整っています。



(3) 動植物

① 動物

合併前の町史に基づき、動物について整理したものを示します。

特定外来生物として、魚類のカダヤシ、ブルーギル、オオクチバス、タイリクバラタナゴ、カムルチー、ソウギョ、ナイルティラピア、両生類のウシガエル、哺乳類のアライグマが生息しています。

阿波市の動物

	阿波町	市場町	土成町	吉野町
哺乳類	19種	25種	20種	9種
鳥類	50種程度	85種	66種程度	54種
爬虫類	10種	10種	9種	6種
両生類	12種	10種	10種	6種
魚類	23種	42種	18種	—
貝類	45種	12種	36種	—
昆虫類	チョウ77種 トンボ55種	甲虫54種 トンボ53種 水生昆虫65種	—	—
クモ類	104種	134種	—	—
出典	阿波町史	市場町史	土成町史	吉野町史

「—」は記載がないことを示す。



市の鳥 ウグイス

②植物

「野神の大センダン」が国の天然記念物に、「案内神社の大クス」、「境目のイチョウ」、「尾開のクロガネモチ」と「大野島のフジとクス」が徳島県の天然記念物に指定されています。

また、「アサザ（浦之池群生）」と「柿原小学校のユーカリ」が市の天然記念物に指定されています。

特定外来生物は、「オオカワヂシャ」、「アレチウリ」が生育しています。



野神の大センダン



案内神社の大クス



境目のイチョウ



尾開のクロガネモチ



アサザ（浦之池群生）



柿原小学校のユーカリ

(4) 自然景観・歴史文化遺産

史跡や神社仏閣等は、本市の歴史や文化を物語る地域固有の景観資源として、周辺環境も含めた景観の保全・活用が図れる場所です。

本市には、国の天然記念物である「阿波の土柱」や1級河川吉野川の「柿原堰」、「奥宮川内県立自然公園」、「土柱高越県立自然公園」など、自然や風土とふれあえる自然景観と、「秋月城址」や「四国霊場札所」の十楽寺・熊谷寺・法輪寺・切幡寺など、貴重な文化財や名所旧跡が点在し、人々を癒す資源があります。



阿波の土柱



吉野川の「柿原堰」



四国霊場7番札所 十楽寺



四国霊場8番札所 熊谷寺



四国霊場9番札所 法輪寺



四国霊場10番札所 切幡寺

阿波市 国・県・市指定文化財一覧

指定別	種別	名称	所在地
国 (3)	重要文化財 (1)	切幡寺大塔	阿波市市場町切幡字観音
	天然記念物 (2)	野神の大センダン	阿波市阿波町野神
		阿波の土柱	阿波市阿波町北山、桜ノ岡
県 (17)	有形文化財 (11)	熊谷寺仁王門（山門）附石碑	阿波市土成町土成字前田
		熊谷寺大師堂	
		熊谷寺多宝堂	
		熊谷寺中門	
		熊谷寺鐘楼	
		熊谷寺大師堂内厨子	
		千手観音像	阿波市土成町吉田字一の坂
		木造大日如来坐像	阿波市市場町山野上字大西
		銅造誕生釈迦仏立像	
		木造弘法大師坐像	阿波市土成町土成字前田
		やり 銘 康継（紋入）	個人蔵
	史跡 (2)	北岡古墳	阿波市阿波町北岡
		土成丸山古墳	阿波市土成町高尾字熊の庄
	天然記念物 (4)	案内神社の大クス	阿波市吉野町柿原字シノ原
		境目のイチョウ	阿波市市場町大影字境目
		尾開のクロガネモチ	阿波市市場町尾開字日吉
		大野島のフジとクス	阿波市市場町大野島字天神
市 (51)	有形文化財 (29)	西光寺の山門	阿波市阿波町稲荷
		神宮寺茅葺方丈	阿波市土成町吉田字一の坂
		石佛	阿波市高尾字法教田
		弘法大師坐像	阿波市阿波町稲荷
		獅子頭一对	阿波市立土成歴史館
		刀 曾我部元義	個人蔵
		阿波郡之内水田村家数人数 牛馬御改御帳外二十三件	個人蔵
		土成町百姓夫役相控帳 外百二十件	阿波市立土成歴史館
		能谷寺の板碑	阿波市土成町土成字前田
		出口の板碑	個人蔵
		阿弥陀立像画像板碑	個人蔵
		阿弥陀三尊来迎画像板碑	阿波市市場町伊月字秀清
		阿弥陀立像画像板碑	阿波市市場町香美字原田
		阿弥陀立像画像板碑	阿波市市場町香美字八幡本
		名号板碑	古虚空蔵堂板碑群

第1章 計画の基本事項

第2章 環境の現状と課題

第3章 計画の目標

第4章 基本施策

第5章 計画の推進

参考資料

指定別	種別	名称	所在地
市	有形文化財	阿弥陀三尊種子板碑	
		阿弥陀三尊種子板碑	
		阿弥陀立像画像板碑	
		阿弥陀三尊種子板碑	
		阿弥陀立像画像板碑	阿波市市場町山野上字大西
		六地藏画像板碑	阿波市市場町山野上字白坂
		大日如来種子板碑	
		阿弥陀立像画像板碑	個人蔵
		阿弥陀立像画像板碑	個人蔵
		阿弥陀三尊種子板碑	阿波市市場町香美字住吉本
		阿弥陀三尊種子板碑	阿波市市場町香美字郷社本
		境目の目当て石	阿波市立土成歴史館
		絹本着色農耕図 「藍田灌水之図」	徳島県立文書館（保管）
		木造地藏菩薩半跏像	阿波市吉野町柿原字谷
		無形民俗文化財 (2)	御所神社の獅子舞
	案内神社獅子舞		阿波市吉野町柿原字シノ原
	史跡 (18)	土御門上皇行宮跡	阿波市土成町吉田字御所屋敷の一
		浦之池	阿波市土成町浦池字万代
		秋月城跡	阿波市土成町秋月字乾
		安国寺跡	阿波市土成町秋月字明月
		穴薬師古墳	阿波市土成町土成字南原
		細川和氏の墓	阿波市土成町秋月字明月
		土御門上皇終焉伝説地	阿波市土成町宮川内字上畑
		秋月城社の跡	阿波市土成町秋月字乾
		土御門上皇女御嵯峨庵跡	阿波市土成町宮川内字下山田
		秋月城的場の跡	阿波市土成町秋月字乾
		原田城跡	阿波市土成町吉田字北門
		秋月城竈跡	阿波市土成町秋月字乾
		郡城跡	阿波市土成町郡字西ノ宮
		尊光寺跡	阿波市土成町浦池字九王谷
		岩屋古墳	阿波市土成町高尾字向山
		椎ヶ丸古墳	阿波市土成町吉田字椎ヶ丸
		蛭子瓦窯跡	個人所有
流慶塾跡		阿波市市場町尾開字日吉	
天然記念物 (2)	アサザ（浦之池群生）	阿波市土成町浦池字万代	
	柿原小学校ユ-カリ	阿波市吉野町柿原字ヒロナカ	

(5) 農業環境

本市は、吉野川北岸に広がる平坦で肥沃な土地や温暖な気候、京阪神都市圏に近い立地条件を生かし、レタスやナス、トマト、エンドウ、キャベツ、ブドウをはじめ、高品質な農産物を供給する県下有数の農業のまちとして発展してきました。

現在、J A 系統での農産物出荷高が17品目にわたり徳島県内第1位となっているほか、乳用牛・豚の飼養頭数も県内第1位となっています。

本市では、豊富な農産物を生かした加工品が生産されているほか、学校給食においては、市内4つのJ A（農業協同組合）との連携による、地産地消の取り組みも積極的に行われています。

また、健康に害を及ぼさない安心・安全な食材として、有機農業や自然農法があります。安心安全な野菜などを求める考えも必要です。



しかし、少子高齢化が進み、田園区域から主要地方道沿線へと人口と資本が集積する傾向にあり、耕作放棄による農地の荒廃化や管理放棄森林などの未利用地が増加傾向にあります。農地の耕地面積は、毎年減少傾向にあり、平成17年と平成28年を比較すると220ha（5.6%）減少しています。平成27

年の地目別構成比は、田が2,222ha（85.1%）、畑が306ha（11.7%）、樹園地が83ha（3.2%）となっています。

耕作放棄地面積（総農家）は、増加傾向にあり、平成17年と平成27年を比較すると、24ha（14.8%）増加しています。

農地は、市民の生活や産業活動など、あらゆる活動の共通の基盤であり、限られた資源です。



荒廃した農地に害虫が発生し、生活環境に支障をきたさないよう、農地を有効に利用するための適切な管理が求められています。

耕地面積の推移

単位：ha

年次	平成17年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
耕地面積	3,930	3,830	3,810	3,790	3,770	3,710

資料：農林水産省耕地面積調査

3 安全安心・快適

(1) 水質

①公共用水域

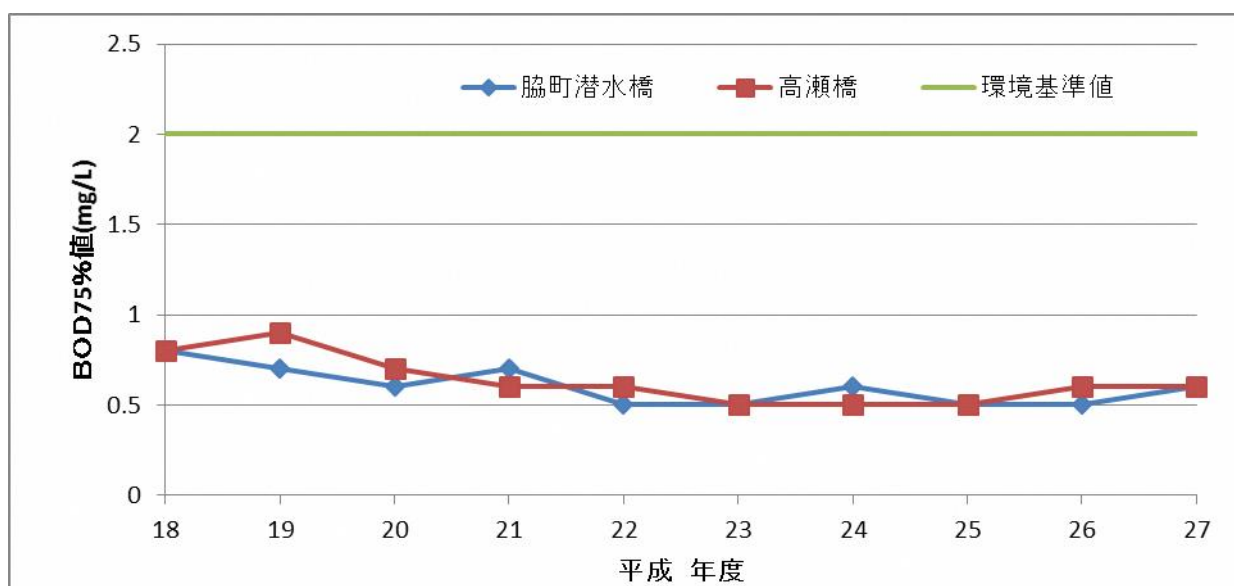
「環境基本法」では、水質汚濁に関して「人の健康の保護に関する環境基準」〔健康項目〕と「生活環境の保全に関する環境基準」〔生活環境項目〕を定めています。

健康項目は、河川などのすべての公共用水域に一律に基準が定められており、生活環境項目については、水域ごとに利水目的に応じて類型を定め、類型ごとの基準値を設定しています。

河川では、生活環境項目の汚れの指標であるBODにより、環境基準の評価を行っていますが、市内では吉野川水域がA類型に指定されています。

吉野川の上流「脇町潜水橋」と下流「高瀬橋」の水質を示します。

いずれの地点も、平成18年から27年の10年間は、環境基準を達成しており、今後も良好な環境で推移するとみられます。



生物化学的酸素要求量（BOD）濃度の経年変化

公共用水域水質測定結果（徳島県）より作成

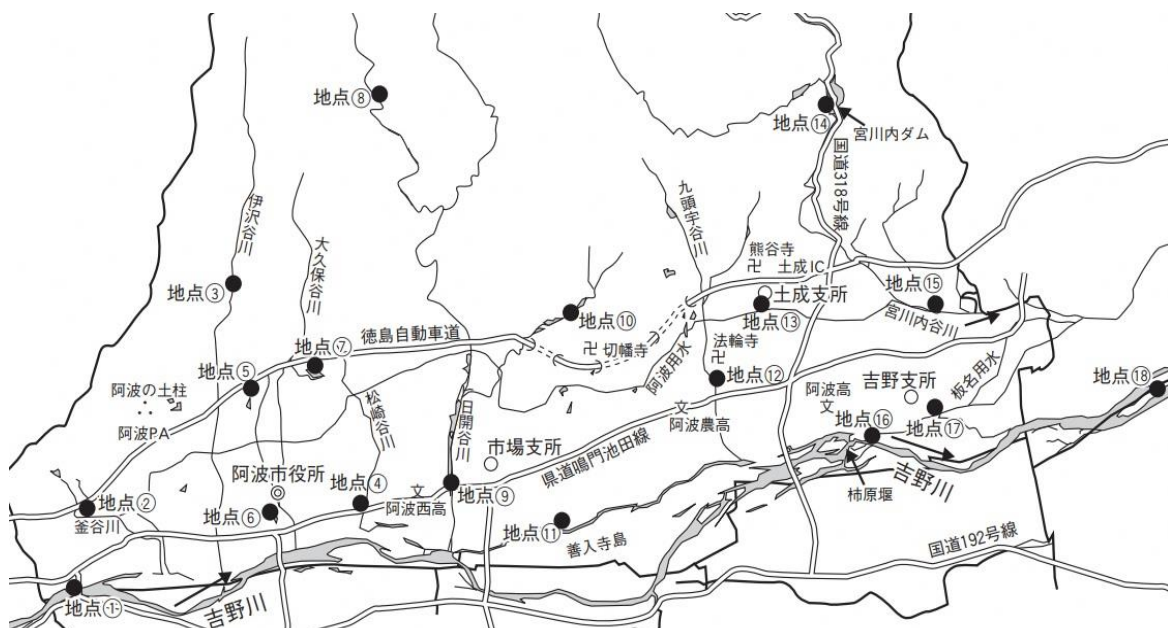
また、阿波学会の学術研究として、2009年8月と10月の2回、阿波市周辺の一級河川吉野川の本流とその支流や農業用水路13地点、ため池・貯水池5地点の計18地点において水質調査が実施されています。

その結果に対して阿波学会紀要において以下の記述があります。

吉野川本流や分流の4地点、その他の支流については、生物化学的酸素要求量（BOD）がほぼ2mg/L以下になっており、pH、溶存酸素（DO）などの結果を総合してやや良好ないし中程度の水質レベルであった。一部では窒素（T-N）や全リン（T-P）がそれぞれ2.0mg/L、0.1mg/L以上の比較的高濃度で検出されるなど、人畜由来と考えられる水質汚濁が様々なところで観察された。特に、未処理の雑排水が多く流れ込む小河川では水質汚濁が明らかで、加えて伊沢谷川や日開谷川などでも水質汚濁の痕跡がみられた。ため池についても、別埜池や蛭田池などで化学的酸素要求量（COD）が3mg/Lを超えたり、T-Pが0.1mg/Lを超えたりするなど水質汚濁は進んでおり、富栄養化による藻類や水草の繁茂も観察された。阿波市では合併処理浄化槽などの污水処理施設の普及が遅れ、6割以上の家庭雑排水や小規模事業場排水は未処理のまま放流されている。豊かで美しい水環境の保全や創生・復活のためには、人畜由来の汚濁負荷を減らすための污水処理普及率の向上が期待される。

阿波学会紀要第56号 阿波学会紀要第56号 2010年7月より

阿波市付近の河川、池沼の地図



阿波市を集水域として吉野川へ流入する河川のうち、宮川内谷川、九頭宇谷川、日開谷川、伊沢谷川の4か所で水質調査を行いました。項目は水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、溶存酸素量（DO）の3項目を選定し、吉野川へ流入する直近における水質を検査しました。

いずれの項目も、吉野川水域のA類型の基準を満足しており、当該4河川が吉野川へ及ぼす影響は小さいことがわかります。

水質調査結果（2017年12月調査）

項目	単位	参考： 環境基準値 A類型	A地点 宮川内谷川	B地点 九頭宇谷川	C地点 日開谷川	D地点 伊沢谷川
水素イオン濃度 (pH)	-	6.5以上、 8.5以下	7.8	7.7	7.4	8.0
溶存酸素量 (DO)	mg/l	7.5以上	12.1	11.1	10.2	12.6
生物化学的 酸素要求量 (BOD)	mg/l	2mg/l以下	0.6	0.7	1.1	0.5未満

水質調査地点



②地下水・土壌

地下水の水質と土壌については、環境基本法により人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として環境基準が設定されています。

本市内では、地下水の水質について、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、国、県及び他市町との協議・調整のもと策定した測定計画に基づき、調査を実施し、汚染状況の監視を行っています。

平成27年度に市内において、次の地下水調査地点で調査した結果、すべての地点・項目で環境基準を達成しています。

土壌については、工場跡地などで土壌汚染の可能性がある場合などについては、土壌汚染対策法に基づき、土地の所有者に対する汚染状況の調査・報告や汚染の除去などが規定されています。

本市では、工場に対して水質汚濁防止法による立ち入り調査や有害物質の取り扱いなどについて指導を行い、土壌汚染の未然防止に努めるとともに、土壌汚染に関する情報の適切な開示がされるよう事業者や土地の所有者に指導を行っています。

なお、土壌汚染対策法に基づく要措置区域等は本市内にはありません。

地下水調査地点（平成27年度）

地点名	用途	調査区分	備考
大俣井出口	その他	継続監視調査	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 5.4mg/L（環境基準 10mg/L）
小倉	その他	概況調査 （ローリング方式）	

公共用水域水質測定結果（徳島県）より作成

継続監視調査：汚染地域における、汚染の動向と浄化対策による改善効果の確認を目的。

概況調査（ローリング方式）：新たな地下水汚染を発見することを目的。

(2) 大気

大気汚染物質は、環境基本法により、維持することが望ましい指標として環境基準が定められています。

阿波市内には、一般的な大気汚染の状況を把握するための一般環境大気測定局〔一般局〕は設置されておらず、最寄りの測定局は吉野川市に1箇所設置されています。

阿波市近郊である吉野川測定局の大気環境を見ると、大気環境は良好な状態にあり、観測期間においては環境基準内でした。

大気の観測結果（吉野川測定局：吉野川市鴨島町）

項目	観測値		環境基準値	観測時期
二酸化窒素	年間最大値(ppm)	0.029	1時間値の1日平均値が0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下	2017 (H28) 年度
光化学オキシダント	昼間の1時間値の年平均値(ppm)	0.037	1時間値が0.06ppm以下	
PM2.5	年平均値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	11.1	1年平均値 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 かつ 1日平均値 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	
	日平均値の最高値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	39.7*		

※ $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数は1日/358日であった

大気の状態（徳島県）より作成



(3) 騒音・振動

① 一般環境騒音

騒音とは、やかましい音や気にかかる音のことを指しますが、環境基本法では、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい音の大きさとして、地域の類型及び時間の区分ごとに規制基準が設定されています。

本市では、指定地域内における騒音規制法及び徳島県生活環境保全条例で定められた特定施設（騒音発生施設等）を有する工場又は、事業場の事業主には、敷地境界における規制基準遵守が義務付けられています。

1) 工場・事業場に係る（規制）基準値〔敷地境界における基準値〕（単位：デシベル）

時間の区分	騒音（阿波市）			時間の区分	振動（徳島県） ^{5) 6)}	
	昼間	朝・夕	夜間		昼間	夜間
地域の区分	7時～ 19時	5時～7時 19時～22時	22時～ 翌日の5時	地域の区分	7時～ 20時	20時～ 翌日の7時
第一種区域 ¹⁾	5.0以下	4.5以下	4.0以下	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	6.0以下	5.5以下
第二種区域 ²⁾	5.5以下	5.0以下	4.5以下	第一種住居地域 第二種住居地域	6.5以下	5.5以下
第三種区域 ³⁾	6.5以下	6.0以下	5.5以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	6.5以下	6.0以下
第四種区域 ⁴⁾	6.5以下	7.0以下	6.0以下	工業地域 工業専用地域	7.0以下 7.5以下	6.5以下 7.0以下
				その他の地域	6.5以下	6.0以下

備考 1) 「第一種区域」とは、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域をいう。

（阿波市に「第一種区域」の指定はありません。）

2) 「第二種区域」とは、住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域をいう。

3) 「第三種区域」とは、住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保持するため、騒音の発生を防止する必要がある地域をいう。

4) 「第四種区域」とは、主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域をいう。

5) 騒音発生施設又は振動発生施設を設置する工場等、相当程度の騒音又は振動を発生する施設を設置する工場等、騒音の規制を受ける作業を行う事業場、飲食店営業等の騒音の規制を受ける事業場に適用される基準値を示す。（ただし飲食店営業等については夜間のみ適用される。）

6) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の境界線から工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内の基準は上の表の値から5デシベルを減じた値とする。

2) 特定建設作業に係る規制基準値 [敷地境界における基準値]

時間帯		騒音(阿波市)
昼間	7時～ 19時	65以下
朝・夕	5時～7時 19時～22時	60以下
夜間	22時～ 翌日の5時	55以下

備考：

騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域以外の地域内に設置された騒音発生工場等において発生する騒音の規制基準

規制の種別	地域の区分	振動(徳島県)
基準値	[1][2][3]	7.5デシベル
作業時間	[1]	午後7時～翌日の午前7時の 時間内でないこと
	[2]	午後10時～翌日の午前6時の 時間内でないこと
1日あたりの 作業時間	[1]	10時間を超えないこと
	[2]	14時間を超えないこと
作業期間	[1][2][3]	連続6日を超えないこと
作業日	[1][2][3]	日曜日その他の休日でないこと

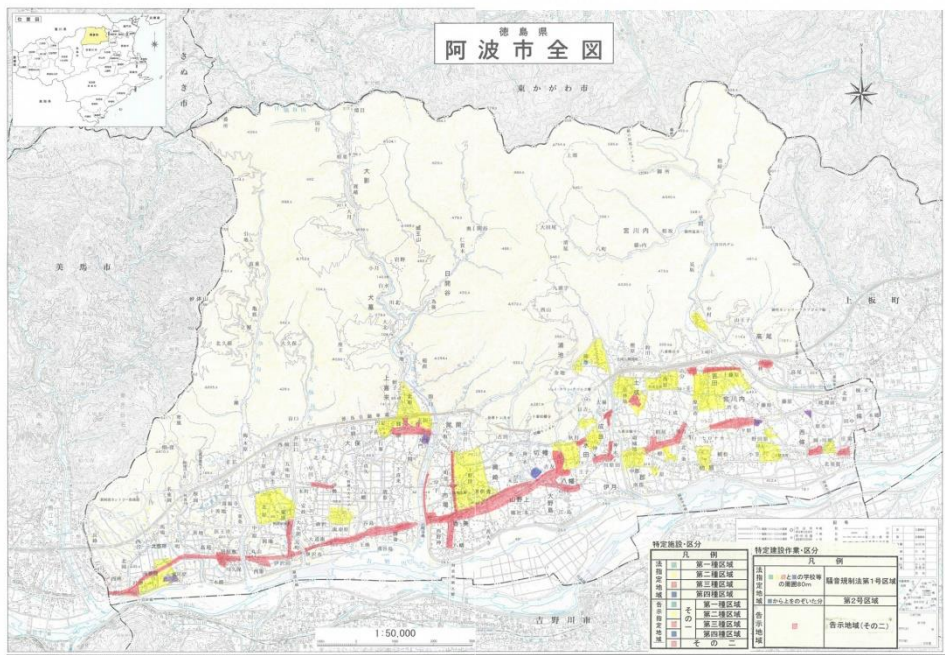
備考：

[1]地域：ア 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域及び都市計画区域以外の地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域

[2]地域：工業地域（[1]地域のイの区域を除く。）

[3]地域：工業専用地域（[1]地域のイの区域を除く。）



阿波市騒音基準区域図

② 道路交通騒音

道路交通騒音について、交通量の多い幹線道路沿いにおいて騒音測定を実施することとなっていますが、阿波市では対象域がありません。

なお、自動車騒音については、騒音規制法により、道路周辺の生活環境が著しく損なわれるとき、県公安委員会や道路管理者に対して交通規制や道路構造の改善などの対策をとるよう要請できる要請限度値が定められています。

阿波市では、2016年度に徳島県道12号鳴門池田線のうち、徳島中央広域連合中消防署前を含む2か所にて騒音測定を行い、沿線の90%以上で環境基準を下回っていました。



(5) 公園・緑地

阿波市には、世界三大土柱といわれる国指定の天然記念物「波濤嶽」があり、その周辺は「土柱・高越県立自然公園」として指定されています。

遊歩道が整備され、展望台から阿波市の地形の歴史と世界有数の自然の芸術を体感することができます。

その他にも、自然と触れ合う公園施設があり、レクリエーションやスポーツ、レジャーを楽しむことができる、憩いと交流の場があります。



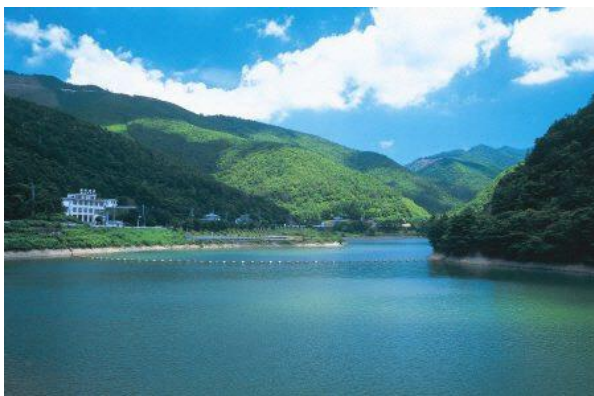
阿波の土柱の遊歩道



土柱山村広場「土柱そよ風広場」



緑の丘スポーツ公園



宮川内ダム公園

4 資源循環

(1) ごみ

廃棄物にかかわる問題は深刻です。近年の大量生産、大量消費等を背景とした「ごみ量の増大」や「ごみ質の多様化」が進み、適正処理の困難さや有害物質による環境への影響が顕著化しています。

これらに鑑みてわが国の清掃行政においても、廃掃法の改正や容器包装リサイクル法の制定等、従来の「適正処理（集めて、燃やして、埋める）」から「排出抑制（ごみを出さないようにする）」や「循環型処理（出てきたごみを極力リサイクルする）」へと視点を変えることが必要であるといわれています。

生活系ごみは、人口が減少傾向にある中で増加傾向にあるため、排出抑制及び資源化の推進が必要です。

事業系ごみは、微増傾向にありますが、このまま推移するものと考えられます。

また、地域のごみステーションにおける、ごみの出し方などの使用マナーを改善する必要があります。



(2) リサイクル

本市においては、ごみステーションで回収した一般家庭ごみのうち、缶・ビン・ペットボトルについては、資源ごみとしてリサイクルしています。

なお、回収後、リサイクルセンターにて缶は、アルミ・スチール・その他など 4 種類に、ビンは色ごとに 3 種類に分別しています。

また毎月、資源ごみとして、衣類、古紙（新聞、広告、雑誌、段ボール）、食用油を回収しています。

以上の資源ごみ 11 品目については、売却しています。

分別収集による資源化を勧め、再利用率の向上につながる活動が必要です。

なお、阿波市のリサイクル率は 10.71%となっています。



(3) 生活排水処理

本市の污水処理人口普及率は2016(H28)年度末で52.7%となっており、内訳は農業集落排水等整備率6.0%、合併処理浄化槽人口普及率46.6%となっています。

水質保全については、市内の河川や排水路を浄化することが重要ですが、特に流量が少なく、汚濁の影響を受けやすい河川は、汚濁そのものを減らすために発生源からの水質改善を図ることが必要です。

主に汚濁の原因は、家庭からの生活排水を中心とした栄養塩類の流出増大によるものと考えられ、水質を守っていくためにも、生活排水対策を図っていくことが必要です

污水処理人口普及率の状況 2016(H28)年度末現在

項 目	阿波市	徳島県全体
住民基本台帳人口	38,572 人	760,224 人
污水処理人口	20,322 人	448,078 人
污水処理人口普及率	52.7%	58.9%
農業集落排水等整備人口	2,333 人	20,748 人
農業集落排水等普及率	6.0%	2.7%
住宅用途合併浄化槽設置済み人口	17,989 人	284,069 人
住宅用途合併処理浄化槽人口普及率	46.6%	37.4%

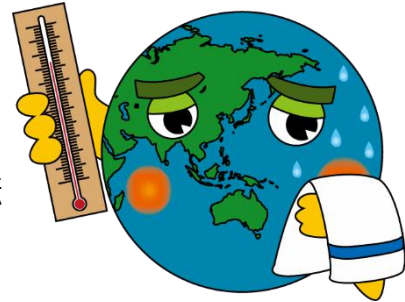
6 低炭素

(1) 地球温暖化（脱炭素社会）

阿波市第2次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）では、基準年である2013（H25）年度における本市関連公共施設からの温室効果ガス排出量は、6,614tCO₂でした。

また、本市におけるCO₂排出量の概算値は次のとおりです。

本市における温室効果ガスの排出抑制に対する取り組みとしては、阿波市地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）に基づき、節電、冷暖房温度の適正化、エコ運転など、対応できる取り組みを実施します。



阿波市内におけるCO₂排出量の概算値

産業部門	製造業		62.739	千トンCO ₂
	建設・鉱業		3.414	千トンCO ₂
	農林水産業		1.692	千トンCO ₂
	小計 (①)		67.845	千トンCO ₂
家庭部門 (②)			79.286	千トンCO ₂
業務部門 (③)			43.570	千トンCO ₂
運輸部門	自動車	(旅客)	42.298	千トンCO ₂
		(貨物)	54.085	千トンCO ₂
	鉄道		2.934	千トンCO ₂
	船舶		0.000	千トンCO ₂
	小計 (④)		99.317	千トンCO ₂
廃棄物部門 (⑤)			4.420	千トンCO ₂
合計 (① + ② + ③ + ④ + ⑤)			294.439	千トンCO ₂

※環境省（平成29年7月時点における最新統計資料に基づく）

(2) 再生可能エネルギー

深刻化する地球温暖化は、私たちの暮らしから排出するCO₂（二酸化炭素）の排出が原因であることは明らかであり、近年頻発する異常気象も地球温暖化に起因すると言われています。地球環境を守るための脱炭素社会への取り組みは、本市においても積極的に取り組むべき課題となっています。

化石燃料の大量消費、車社会の進行など、人間の活動により、大気中の温室効果ガスが大幅に増えた結果、熱の放出と保温のバランスが崩れ、地球の温度が上昇し続けています。

このような地球温暖化の影響として、海水面の上昇、生態系の変化、異常気象、農作物への影響などがあらわれ、今後の悪化が懸念されています。

本市は、省エネルギーの導入推進によりエネルギー消費量を減らし、新エネルギーの普及促進を行うとともに、緑化を推進することで、地球温暖化やヒートアイランド現象を抑制し、地球環境にやさしいまちの形成を目指します。

市民・事業者・行政の各主体が、それぞれの立場からエネルギー使用量の削減や、再生可能エネルギー導入等の地球温暖化対策への取り組みを進めなければなりません。

本市には、太陽光を多く受けられる地形やCO₂吸収源となる豊かな森林が木質バイオマスボイラーの燃料となる木質チップなど、新エネルギーの資源が豊富にあります。

また、低炭素社会を実現するためには、エネルギーの消費量を減らすことも必要です。エネルギー消費量を減らすためには、省エネルギーの導入推進や太陽光エネルギーをはじめとした新エネルギーの普及促進といった施策を展開し、市民一人ひとりが高い環境問題の意識を持って、自発的に取り組む必要があります。

今後開発される新エネルギー技術についても、随時導入を検討する必要があります。

本市では、再生可能エネルギーである太陽光エネルギーの活用に向けて、「住宅用太陽光発電システム」を設置する市民に対して、設置費の一部を補助しています。平成27年度17件、平成28年度26件、平成29年度25件の申請がありました。



7 共生・協働

(1) 環境教育

阿波市で行われている環境教育は次のとおりです。

環境教育の一環として、食育や、農業体験を通じて、本市の基幹産業である農業に対する考えとして、農地が荒れることのないように使うことと、安全な栽培が健康被害の予防につながることなどを学習しています。

また、市内小学生を対象に簡単に水質が判断できる「水生生物調査」や出前講座で、汚水処理の大切さを学習し、河川に親しみ、水をきれいにする意識を育みます。

このような体験を通じ、環境に対する意識を育むことが大切です。

阿波市における環境教育

安全食育	安全な食材や地産地消による環境に配慮した野菜作りや、料理方法について学習しています。
農業環境	小学生が田植えや稲刈り、小麦栽培などの農業体験を通して、農地の健全な保全に協力しています。
河川環境	大俣小学校では、ヘドロ・硫化物・有害物質による臭気・水質改善を目的として、キトサン団子約3,000個を法寺谷中池へ投入し、水質改善の学習をしました。 小学生が川の水をきれいにするための取り組み学習を行いました。 水の汚れの原因（透視度、CODパケット）の実験や、底生生物調査を行いました。 徳島県及び徳島県環境技術センター、市環境衛生課の合同による、汚水処理についての出前講座を開催しています。
いきもの	昆虫の進化、体の特徴についての授業を行っています。 (標本の作り方や虫の捕獲方法など)



(2) 環境保全活動

阿波市で行われている環境保全活動を次のとおりです。

阿波市における環境保全活動

団体等	活動内容（環境保全に係る内容）
土成町ボランティア連絡協議会	国道318号線及び広域農道などの道路のごみ拾いなど日土成町内の26の団体が共同で環境美化活動を行っています。
吉野中学校 土成町ボランティアグループ ボランティアグループとなり	アドプト吉野川活動及び吉野川一斉清掃活動による河川美化活動を行っています。
市場町 花花クラブ	通学路や遍路道の花壇の整備や周辺道路の草刈・清掃を行っています。
善入寺を守る会 切幡地域自然保全隊	切幡寺から善入寺島の遍路道を彼岸花で彩る活動を支援しています。
大久保谷川ホタル保存会	ホタルの幼虫の餌となるカワニナの放流や周辺環境整備など年間を通じてホタルを守る活動を行っています。
大久保谷川クリーンクラブ	毎月第1日曜日に大久保谷川の美化活動を行っています。
地元ボランティア・市職員など	山間部などの不法投棄された場所での粗大ごみなどの回収作業を行っています。



アドプト吉野川



善入寺島をきれいに



大久保谷川のホタル



不法投棄ごみ回収

(3) コミュニティづくり

共生・協働を目標とするならば、地域コミュニティづくり、地域ぐるみの活動は、必要不可欠です。

本市においては、地域のつながりとして、自治会という組織があります。共同でゴミステーションの管理を行ったり、水路・道路保全活動などを行っています。

また、いろいろなボランティアグループがあり、それぞれの環境美化活動を行っています。

「持続可能な地域社会」の実現に向け、子どもから大人、事業者に様々な環境学習プログラムを展開し、環境保全活動を担う人が「学び、育つ場」、その活動を「支援・連携する場」、環境保全活動の成果を「発信する場」の事業が必要です。



(4) エシカル普及活動

「エシカル消費」とは、「倫理的消費」のことであり、消費を通じて世界を変える可能性を秘めていると考えられ、環境への負荷などの社会的コストの意識を含め、取り組みの必要性を広く国民が理解し、積極的に行動することに期待されています。

徳島県では、消費を通じて環境、人や社会、地域における社会的課題を解決する「エシカル消費」を徳島から全国へと発信していくため、平成29年2月に「とくしまエシカル宣言」を実施し、「とくしまエシカル消費推進会議」を設立しました。

環境保全活動の普及啓発として「エシカル消費」の意識のさらなる向上を図り、学校教育等を含め幅広く周知を進め、さまざまな主体の連携による推進活動を行う必要があります。



8 市民・事業者の意識

(1) アンケート調査

本計画を策定するにあたり、本市における環境の現状、課題および市民・事業者の環境への取り組み状況を把握することを目的として、2017(H29)年8月1日からアンケートを実施しました。

市民・事業者アンケート調査方法

	市民	事業者
調査対象	市内に居住する中学生以上の男女 1,000 人	阿波市内の事業所 300 社
調査方法	地区別に 吉野町 208 人 土成町 207 人 市場町 268 人 阿波町 318 人 合計 1,000 人 を無作為に抽出	市全体を対象に無作為に抽出
回収数	393 人	186 社
回収率	39.3%	62.0%



アンケートの評価を以下に示します。△のついた事項について、阿波市民は重要と認識していますが、必ずしも満足していないことがわかります。

阿波市アンケートにおける環境の評価

環境分野	質 問	市 民	事業所
自然共生	身近な自然の豊かさ	○	○
	街並みの美しさ	△	△
	自然災害に対する安全性	△	△
	水辺や野山の生きものの生息状況	○	○
	水と緑に囲まれた自然環境の保全	○	○
	史跡や文化財の保護	○	○
	希少な野生生物の保護状況	○	○
	地産地消（地場農産物の消費）の取組み	○	○
	地元産の農作物のおいしさ	○	○
	阿波市の農作物のPRの状況	○	○
安全安心・快適	川や水路のきれいさ	○	○
	家庭や事業所からの汚水処理の状況	○	○
	空気きれいさ	○	○
	いやなにおい（悪臭）の少なさ	○	○
	家の周りの静けさ	○	○
	水（水道、簡易水道など）のおいしさ	○	○
	阿波市の住みやすさ	○	○
資源循環	廃棄物の不法投棄の状況	△	△
	家庭からのごみの分別や出し方のマナー	○	○
低炭素	家庭での省エネルギーへの取組み	○	○
	太陽光発電など新エネルギーの導入	△	△
共生・協働	市民一人ひとりの環境に対する意識	△	△
	環境教育・環境学習の状況	△	△
	イベントや取組みなど環境情報の入手状況	△	△
	地域の美化などの環境保全活動状況	○	○

○「重要かつ満足である」：（重要）＋（やや重要）＞60% かつ（満足）＋（やや満足）＞60%

△「重要かつ不満の傾向あり」：（重要）＋（やや重要）＞60% かつ（満足）＋（やや満足）＜60%

(2) 環境分野の特性と課題

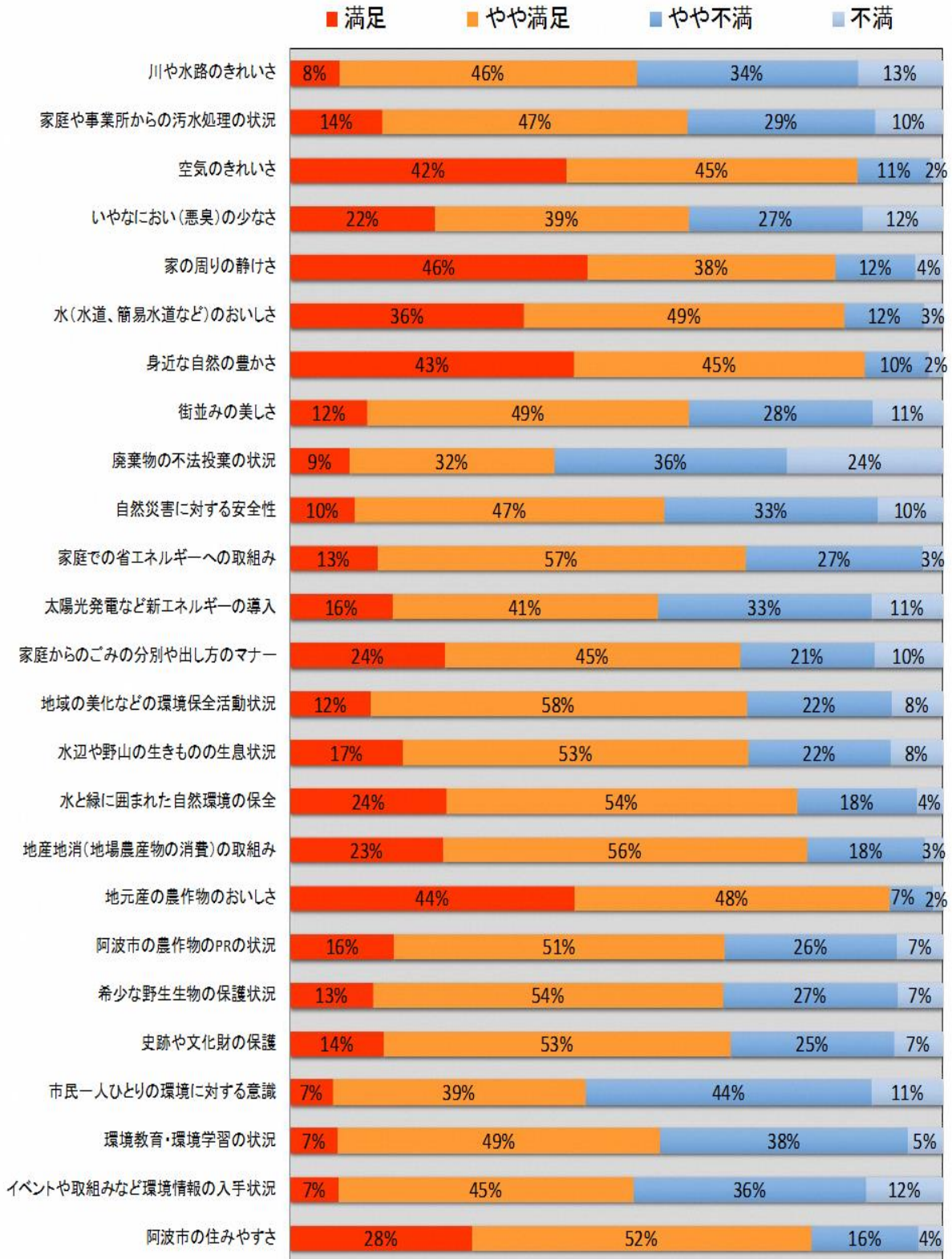
阿波市の現状やアンケート結果を踏まえ、環境分野の特性と課題を表に整理しました。

阿波市の環境に関する特性と課題

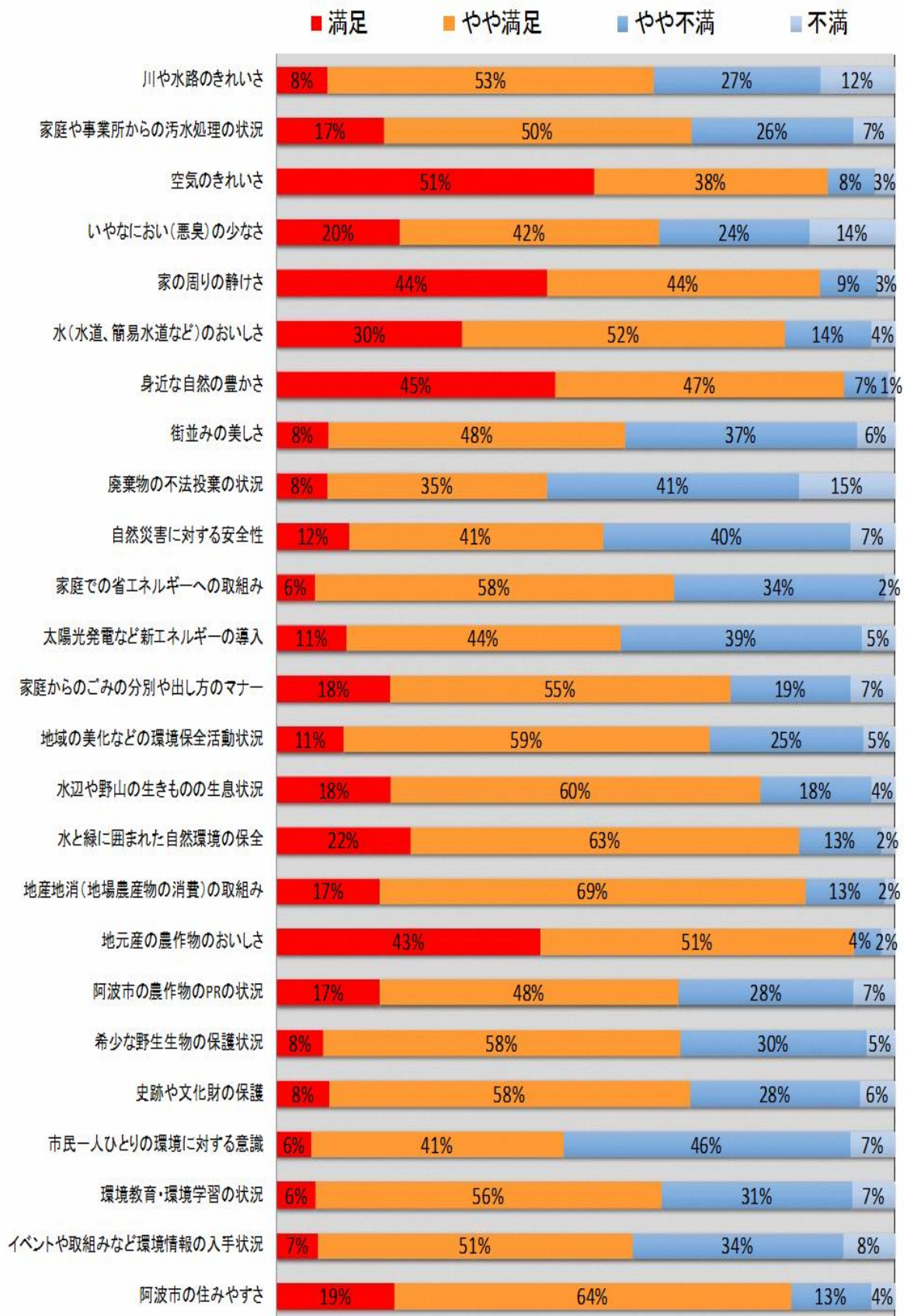
環境の範囲	特 性	課 題
自然共生	<ul style="list-style-type: none"> ☆本市の豊かな自然環境は、市民の誇りとなるとともに、来訪者にとって魅力となる資源 ☆ 県下有数の農業のまち <p>【アンケート結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な自然の豊かさ ・農産物のおいしさ 	<ul style="list-style-type: none"> ☆やすらぎ空間の適切な保全・活用 ☆身近な自然の豊かさの保全
安全安心・快適	<ul style="list-style-type: none"> ☆水質良好でない川が存在 ☆地下水及び土壌、大気、騒音・振動、有害化学物質は問題ない <p>【アンケート結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川、空気のきれいさ ・家の周りの静けさ 	<ul style="list-style-type: none"> ☆水のおいしさの保全 <p>【アンケートコメントより】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央構造線が震源となる地震への不安
資源循環	<ul style="list-style-type: none"> ☆ごみの分別・収集、資源ごみのリサイクル ☆野焼き対策 <p>【アンケート結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄の多さ 	<ul style="list-style-type: none"> ☆污水处理人口普及率および污水处理の進捗状況の向上 ☆川や水路をきれいにする ☆不法投棄の防止 <p>【アンケートコメントより】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野焼きの適正管理
低炭素	<ul style="list-style-type: none"> ☆地球温暖化対策の実施 ☆省エネルギーの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ☆地球温暖化対策の推進 ☆環境家計簿の普及促進
共生・協働	<ul style="list-style-type: none"> ☆農業を活かした環境学習 ☆市民団体によるボランティア活動 ☆市民活動の情報発信・誘致 <p>【アンケート結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域美化活動 	<ul style="list-style-type: none"> ☆地域における環境学習の推進 ☆環境保全の人材育成 ☆環境に対する意識の向上 ☆市民団体活動の支援・推進

(3) アンケート結果 (満足度)

【 市民 】

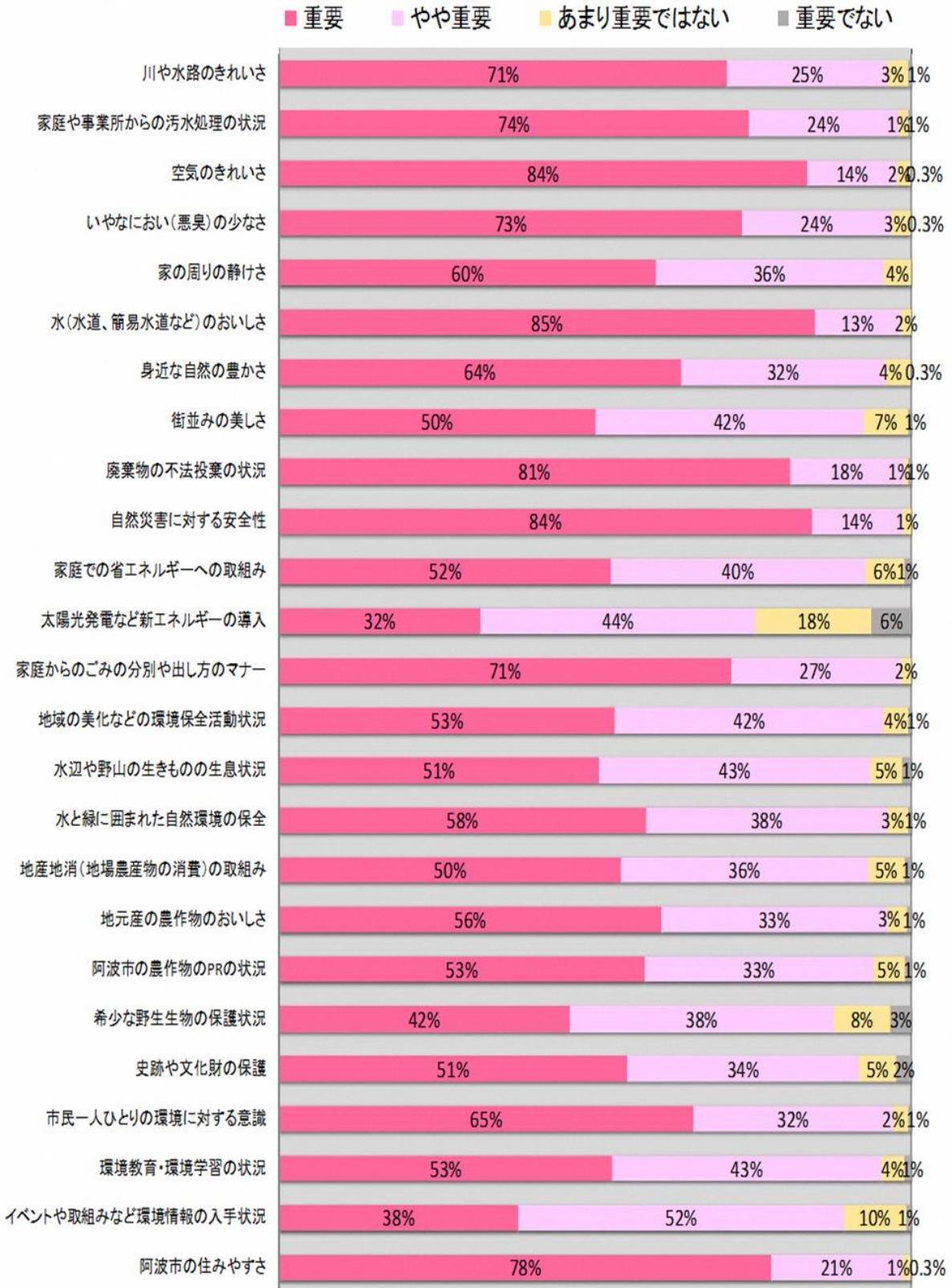


【 事業所 】

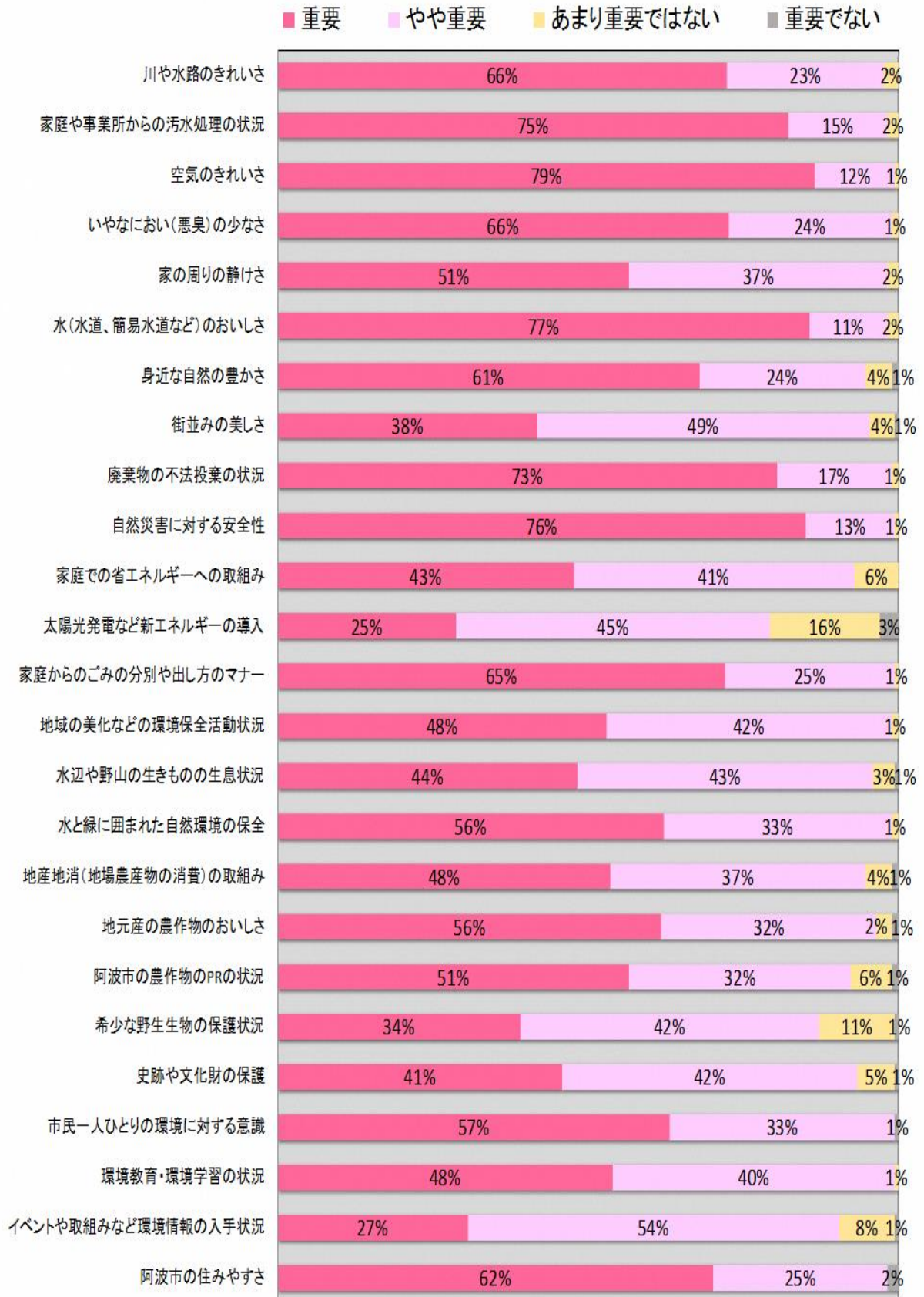


(4) アンケート結果 (重要度)

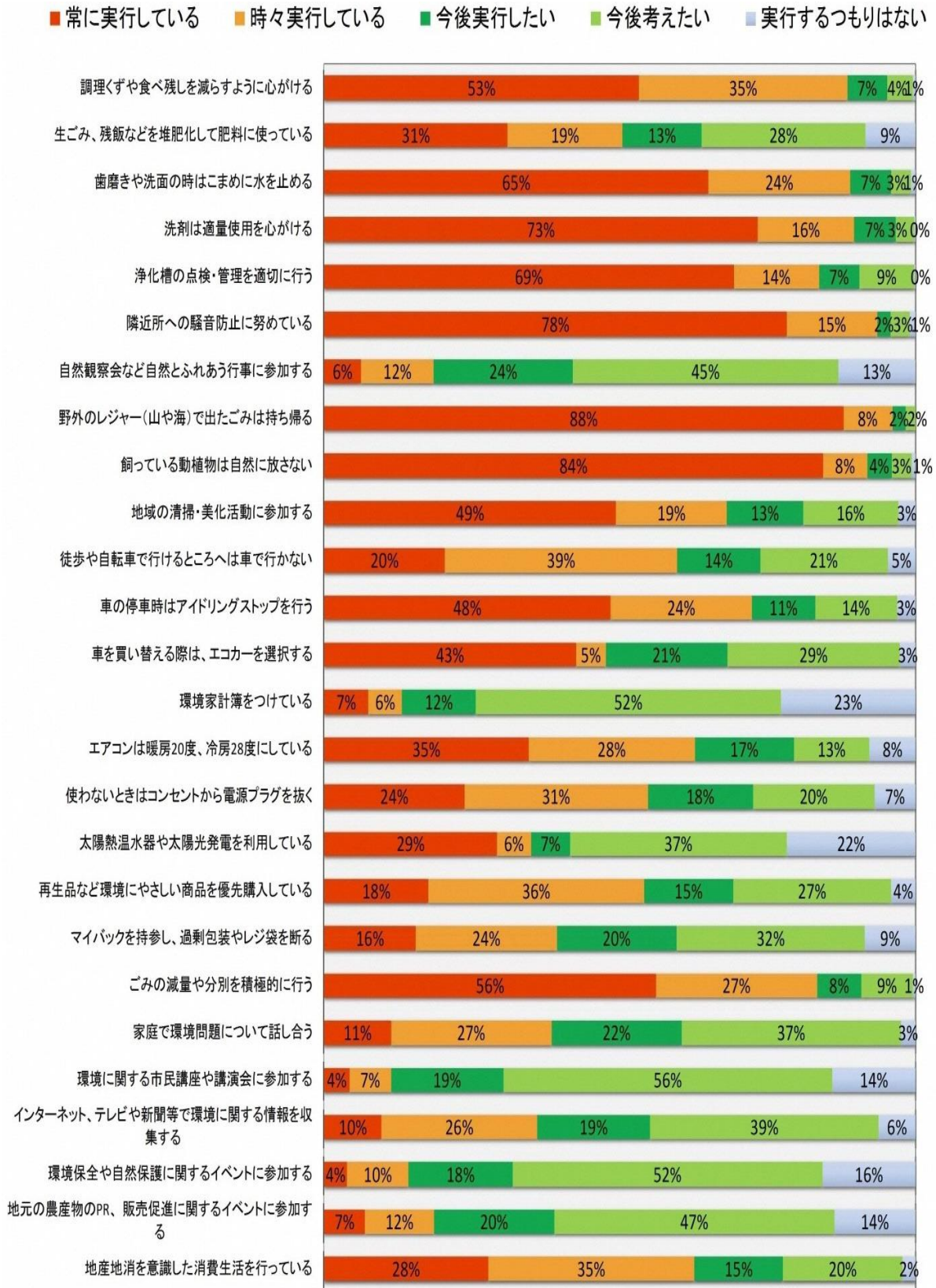
【 市民 】



【 事業所 】

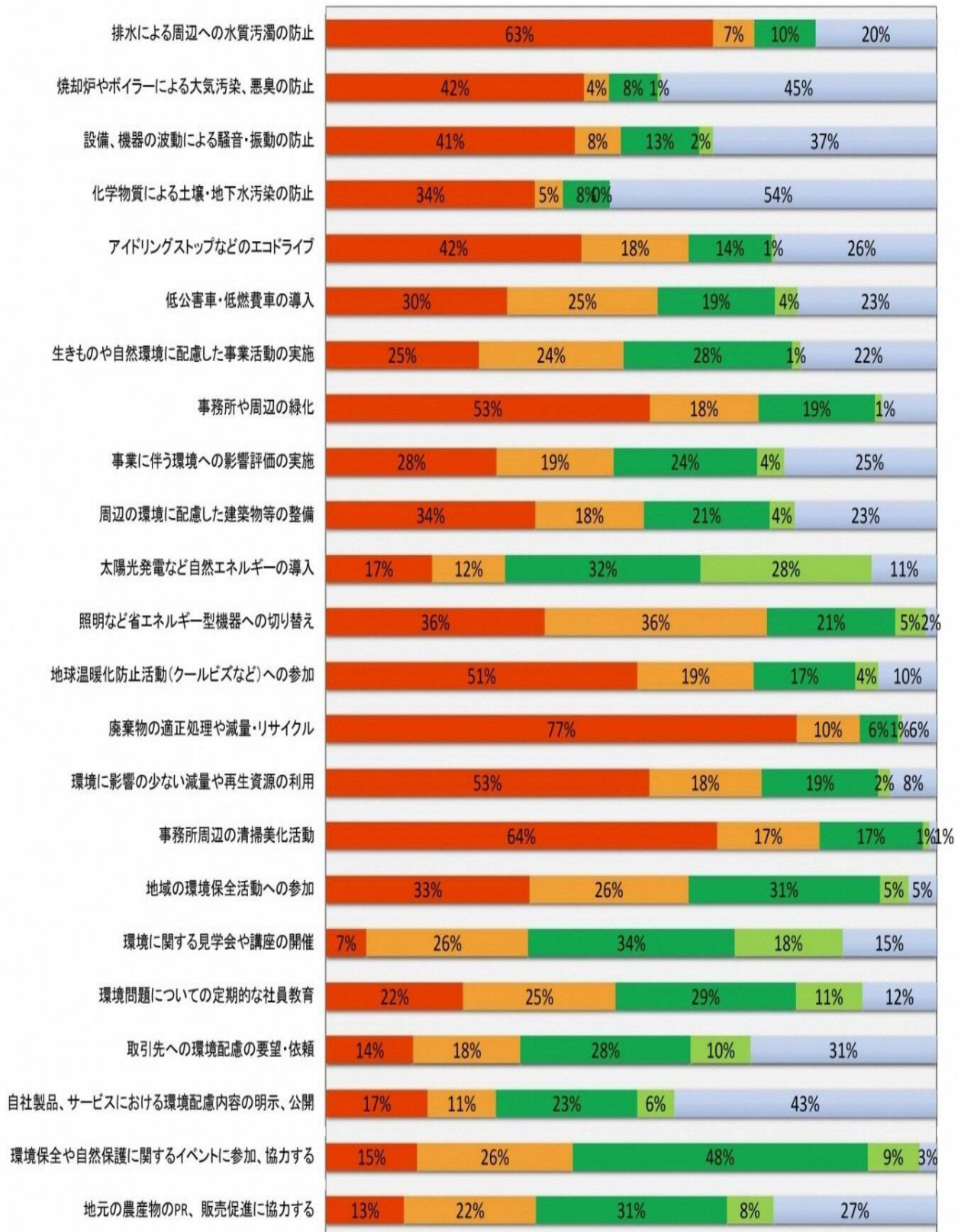


(5) アンケート結果（市民の環境意識）



(6) アンケート結果（事業所の環境意識）

■ 常に行っている ■ 時々実行している ■ 今後実行したい ■ 今後考えたい ■ 実行するつもりはない



第3章 計画の目標

1 基本理念と目指すべき環境像

① 基本理念

(阿波市環境基本条例第1条第2項より)

住みよいまちづくりを推進するに当たっては、緑豊かな恵まれた自然環境や生活環境を守り、現在及び将来にわたり自然と調和した健康で夢と希望と活力のあるまちづくりを基本理念とする。

② 目指すべき環境像

10年後を見据えて、阿波市が目指すべき環境像を次のとおり設定します。

望ましい環境像は、「第2次阿波市総合計画」に掲げる目標、及び「阿波市環境基本条例」の基本理念を踏まえ、本計画の策定にあたり実施した市民・事業者アンケート調査や環境の現状・特性や課題を整理したものとしています。

未来につなぐ環境 自然豊かに愛される郷土 阿波市

○自然環境・景観の保全

○地球温暖化対策の推進・環境衛生の充実

○環境教育・啓発活動の推進と実践活動の促進

本計画は、「第2次阿波市総合計画」における環境の視点からの計画に位置づけられるため、長期的な目標としては、総合計画が示す将来像を踏まえ、基本理念のもと、市民、事業者及び市の各主体が自らの役割を果たし、その実現を目指していく上で、簡潔で分かりやすい環境像を設定するものです。

2 基本目標

本市での環境に対する取り組みは、3つの基本目標を設定し、推進していくものとします。

基本目標



1 自然豊かな郷 阿波市

(自然環境・景観の保全)



2 暮らしを守る 阿波市

(地球温暖化対策の推進・環境衛生の充実)



3 未来への継承 阿波市

(環境教育・啓発活動の推進と実践活動の促進)

3 環境分野

これらを踏まえ基本目標における環境分野を以下のとおり設定し推進します。

基本目標	環境分野
1 自然豊かな郷 阿波市	自然共生
2 暮らしを守る 阿波市	安全安心・快適 低炭素 資源循環
3 未来への継承 阿波市	共生・協働

第4章 基本施策

めざすべき環境像および3つの基本目標の実現に向けて、市が取り組む環境の保全と創造に関する基本施策を設定します。

基本目標	基本施策
1 自然豊かな郷 阿波市	(1) 自然環境の保全 (2) 農業環境の充実 (3) 森林の保全・育成・活用 (4) 地球環境の保全
2 暮らしを守る 阿波市	(1) 生活環境の保全 (2) 安全安心・快適な生活の構築 (3) 資源循環の整備 (4) ごみ処理等環境衛生の充実
3 未来への継承 阿波市	(1) 環境教育の推進 (2) 食育の充実 (3) コミュニティ活動の実践 (4) 共生・協働体制の確立

1 自然豊かな郷 阿波市

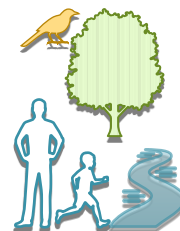
(1) 自然環境の保全・管理

阿波市は吉野川や城王山・妙体山などの豊かな自然環境に囲まれ、農地風景の広がる豊かな環境が広がっています。この環境を次世代へ継承し、維持していくことが大切です。

また、自然公園等豊かな自然とふれあうことのできる空間の保全・活用を図り、市民一人一人が豊かな自然を感じられる空間づくりが必要です。

取り組む項目

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1) 生物多様性の保全 | 3) 天然記念物の保存・活用 |
| 2) 身近な自然とのふれあいの促進 | 4) 環境意識の醸成 |



取り組む内容

行政

- ▶ 特定外来生物・植物について、飼育、栽培、保管及び運搬の禁止などの流出防止や被害予防に関する情報提供や啓発を行います。
- ▶ 整備に際しては、生態系を守るため、吉野川とともに市内の河川や水路などとの間での、「水のネットワーク」「緑のネットワーク」を確保するようにします。
- ▶ 本市のもつ豊かな自然を、水や緑と親しむ場として市民や来訪者に活用してもらえるよう情報提供、啓発を図ります。

事業者

- ▶ 開発事業においては、計画・設計・施工において、関係課の指導に従い、自然環境に配慮します。
- ▶ 観光、お遍路などの利用者に対し、動植物を大切にす、ごみは持ち帰るなどの保全協力を促します。
- ▶ 緑化・清掃ボランティア活動に取り組むなど、周辺環境の保全に積極的に取り組みます。

市民

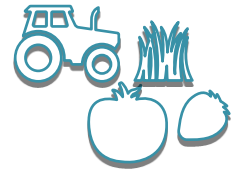
- ▶ 阿波市の自然環境、動植物に興味を持ち、それらの保全・保護・管理に協力します。
- ▶ 外来生物の飼育には責任を持ち、むやみに逃がしたり放流したりしないようにします。
- ▶ レジャーやレクリエーションの場において動植物を大切にす、ごみは持ち帰るなどの環境保護に協力します。

(2) 農業環境の充実

阿波市の農業の特徴は、平野部から山間部まで多様な自然条件のもとに様々な農業生産が営まれる地域であり、自然豊かで広大な農業環境を有しています。

阿波市産の多様な農畜産物は、市民生活をより豊かにしていく可能性を持っています。

休耕田や農地の荒廃による生活環境の悪化防止のため、農業環境を維持するためには担い手の育成も求められています。



取り組む項目

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1) 持続可能な農業生産基盤の整備 | 3) 地産地消の推進 |
| 2) 担い手の育成 | 4) 農商工の連携・6次産業化 |

取り組む内容

行政

- 次代を担う就農者の育成・確保及び認定農業者の育成を支援します。
- グループ活動、地域農畜産物の加工・販売活動、起業化を推進します。
- 商業や工業等の他分野との連携、相互活用により農業を通じた環境保全を目指します。
- 市民、関係機関・団体と連携しながら各種イベントで農業体験を促し、食に関する知識や阿波市産農畜産物の普及、環境保全活動の啓発を推進します。

事業者

- 次代を担う就農者の育成・確保及び認定農業者の育成に努めます。
- 農作物栽培の技術指導や研修会の開催、営農相談など積極的に利用し、生産性の向上、農業の継続、耕作放棄地の発生防止・解消に努めます。
- ファームイン等県外からの就農希望者を積極的に受け入れ、技術の継承に努めます。
- 阿波ブランド販路拡大に協力します。

市民

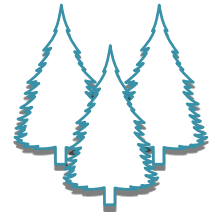
- 休耕田を増やさないように有効活用されるように努力します。
- 各種イベント、観光農業に積極的に参加し、食や農にふれあいます。
- 農産物の購入時には地産地消を心がけます。

(3) 森林の保全・育成・活用

豊かな自然を有する本市は、自然環境・景観の保全はもとより、健康で快適な居住環境づくりやあらゆる環境課題に対し、環境施策を市民と協働して推進し、環境重視の特色あるまちづくりが求められています。このため、森林整備効果によるCO₂の吸収や水源のかん養など循環と共生を重視した市土利用が重要となっています。

取り組む項目

- 1) 森林整備効果の普及、利用
- 2) 林業生産基盤の充実
- 3) 森林の保全・育成・活用の協働



取り組む内容

行政

- 森林の保全や水源のかん養、地球環境の保全などの森林の持つ多面的機能の啓発・教育・指導活動を実施します。
- 将来にわたって適正に管理され、持続可能な森林整備が行われるよう、林業生産基盤の充実や計画的な森林整備を促進していきます。
- 市民、関係機関・団体と連携しながら森林の保全及び育成、治山対策の促進、森林空間の総合的利用を支援します。

事業者

- 開発事業においては、計画・設計・施工において、関係課の指導に従い、自然環境に配慮します。
- 森林での利用者に対し、動植物を大切にす、ごみは持ち帰るなどの保全協力を促します。
- 緑化・清掃ボランティア活動に取り組むなど、周辺環境の保全に積極的に取り組みます。
- 森林整備にかかわるボランティア活動へ積極的に参加します。
- 建て替えや店舗新設などの際、地元の木材を積極的に使用し、地産地消に協力します。

市民

- 森林の役割に興味を持ち、森林の持つ多面的機能に理解を深めます。
- 森林整備にかかわるボランティア活動へ積極的に参加します。
- 住宅の新築などの際、地元の木材を積極的に使用し、地産地消に協力します。

(4) 地球環境の保全

平成27年3月、阿波市の行政事務及び事業における温室効果ガス排出削減を目的として、阿波市第2次地球温暖化対策実行計画が策定されました。当該計画の運用により温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の削減における取組の合理化を目指してきました。

この取り組みを市全体に昇華させ、継続することで地球温暖化対策を推進していく必要があります。



取り組む項目

- | | |
|--------------|-----------------|
| 1) 総合的な温暖化対策 | 3) 再生可能エネルギーの利用 |
| 2) 省エネ活動の推進 | 4) 地産地消の推進 |

取り組む内容

行政

- 省エネルギー化の推進を図るため、啓発、教育、指導活動を実施します。
- 再生可能エネルギーの利用促進を行います。
- 環境家計簿の普及・推進を図ります。
- 率先したクールチョイス活動を実践します。
- できるだけ自動車の利用を控え、徒歩や自転車公共交通などを利用するよう推進していきます。
- 公共交通機関の整備、利用促進を図ります。

事業者

- 太陽光発電など再生可能エネルギーの利用促進に協力します。
- クールチョイス活動に協力します。
- 自動車通勤を控え、自転車や徒歩通勤を心がけます。

市民

- 太陽光発電など再生可能エネルギーの利用促進に協力します。
- クールチョイス活動に協力します。
- 自動車通勤を控え、自転車や徒歩通勤を心がけます。

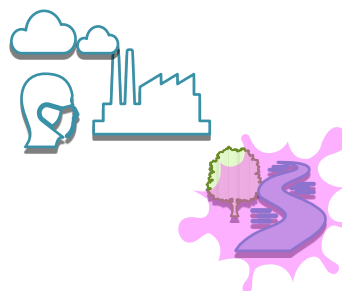
2 暮らしを守る 阿波市

(1) 生活環境の保全

阿波市は県内有数の豊かな自然に囲まれている地域です。良質な大気であるという声がある一方で、野焼きによる悪臭、排煙による不満の声も聞こえてきています。阿波市においては、県下有数の農業地域であるため、農薬や野焼きについて特に留意していかなければなりません。市民が健康で文化的な生活を送るうえで、大気は重要な要素です。汚染のない静穏な状態で維持していくために大気汚染への施策が必要とされています。

取り組む項目

- 1) 大気汚染の発生源（工場・事業所）の監視・指導
- 2) 悪臭の発生源（工場・事業所・野焼き）の監視・指導
- 3) 有害化学物質による環境汚染の防止
- 4) 事業者の自主的な管理の支援



取り組む内容

行政

- 工場、事業所に対し、大気汚染の未然防止を徹底させると共に、指導・監視を行います。
- 悪臭の発生源となりうる野焼き等の事業に対し、指導を行い周辺への悪臭対策を図ります。
- 有害化学物質に関する情報の把握と市民や事業者への情報提供に努めます。
- 公園などの公共の場における農薬の使用を抑え、農薬の適正管理に努めます。

事業者

- 工場、事業所からの大気汚染の未然防止に協力します。
- エコドライブを実践し、相乗りなどなるべく車両の利用を控える工夫を行います。
- 排ガス、排煙、悪臭を伴う作業に関しては、周辺地域に配慮して適正に作業を行います。
- P R T R（化学物質排出移動量届出制度）により、化学物質の管理に努めます。

市民

- 自動車の購入時には低公害車を選択するように心がけます。
- エコドライブを実践するとともに、できるだけ自動車の利用を控えます。
- 野焼きを行う際には、市及び消防署へ連絡し、十分な配慮のもと適正に行います。
- 洗剤などの使用にあたっては、化学物質の添加が少ないものを優先して使用します。

(2) 安全安心・快適な生活の構築

市民の価値観の多様化や観光の振興、自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、市民の健康増進への配慮や自然環境の保全を図りつつ、地域の個性や資源を活かした計画的な整備と有効利用を図ります。地域の環境整備・保全にあたっては、行政、事業所、市民の協働が求められます。

取り組む項目

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1) 適正な土地利用の推進 | 3) 市民との協働による緑化の推進 |
| 2) 自然景観の保全と活用 | 4) 文化財の保存・活用 |



取り組む内容

行政

- 市民の健康増進に、森林、河川などの余暇空間の利用に配慮します。
- 河川及び水路の整備に自然環境の保全・再生に配慮し、多様な機能の維持・向上を推進します。
- 遍路道や町並み、四国霊場をはじめとする歴史的・文化的遺産、文化財の保護などを促進します。

事業者

- 河川及び水路の工事・作業にあたっては、流域の特性や自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水環境浄化作用、生物の多様な生息・生育環境、集落における貴重なオープンスペースなど、多様な機能の維持・向上に協力します。
- 開発事業においては、市や市民と協議し、景観や緑地保全に配慮します。
- 緑化・清掃ボランティア活動に取り組むなど、周辺環境の保全に積極的に取り組みます

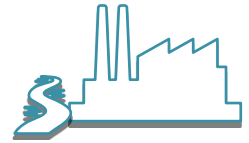
市民

- 地域の清掃ボランティア等に積極的に参加し、緑化、保全活動に協力します。
- 公園等の施設をレジャーやレクリエーションで活用し、自然や歴史景観の保全に協力します。
- 市民同士が協力して地域の環境向上に努めます。

(3) 資源循環の整備

農地や森林からの排水を適切に維持管理し、雨水の地下浸透の促進、污水处理施設などの整備・促進、水辺地などの保全による河川の水環境浄化能力の維持・回復、地下水の適正な利用などを通じ、水環境への負荷を低減し、健全な水循環系の確保が必要となります。

特に、吉野川に流入する排水は、水質保全に資するよう、生活排水や工業排水などの汚濁負荷と、集落・農地などの面源負荷の削減を同時に進めるとともに、自然環境の保全のための土地利用制度の適切な運用が求められています。また、土壌汚染による被害の防止にも留意する必要があります。



取り組む項目

- | | |
|---------------------------|----------------|
| 1) 公共用水域及び地下水の水質調査の実施 | 3) 生活排水浄化対策の推進 |
| 2) 水質汚濁の発生源（工場・事業所）の監視・指導 | 4) 土壌環境対策の推進 |

取り組む内容

行政

- ▶ 治水及び利水の機能発揮に留意しつつ、生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水量・水質の確保や整備を推進します。
- ▶ 吉野川へ流入する河川での水質調査を実施・継続し、河川水質の監視を行います。
- ▶ 合併処理浄化槽の推進とともに、普及率の向上を図ります。
- ▶ 有害物質の流出や土壌への浸透について、事業所に管理の徹底を、促します。

事業者

- ▶ 工場、事業所排水を適正に管理します。
- ▶ 生活排水による公共用水域への汚濁負荷が低減されるよう、水質の保全に配慮した商品の開発および、製造、その他必要な処理を講ずるよう努めるとともに、市が実施する生活排水対策に関連する施策への協力を図ります。
- ▶ 緑化・清掃ボランティア活動に取り組むなど、周辺環境の保全に積極的に取り組みます。

市民

- ▶ 食用油を排水に捨てない、入浴後の浴槽の湯を再利用するなど、浄化槽の適正な管理を行う等、生活排水の適正な処理に努めます。
- ▶ 農業集落排水施設への接続または、合併浄化槽の導入に努めます。
- ▶ 地域の水路清掃など、地域での協働活動に積極的に参加します。

(4) ごみ処理等環境衛生の充実

近年の大量生産、大量消費等を背景とした「ごみ量の増大」や「ごみ質の多様化」が進み、適正処理の困難さや有害物質による環境への影響が顕著化しています。これらに鑑みてわが国の清掃行政においても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正や容器包装リサイクル法の制定等、従来の「適正処理（集めて、燃やして、埋める）」から「排出抑制（ごみを出さないようにする）」や「循環型処理（出てきたごみを極力リサイクルする）」へと視点を変えることが必要であるといわれています。本市においても、阿波市一般廃棄物処理基本計画に基づき、循環型社会の構築を目指します。

取り組む項目

- 1) 環境配慮型製品の購入・使用の促進
- 2) 4 Rの推進
- 3) 適正処理の推進
- 4) 最終処分量の管理



取り組む内容

行政

- 事務用品等は「グリーン購入法」に従い再生品を購入する等方策を検討し実施します。
- 4 Rの推進を図るために啓発、教育、指導活動を実施します。
- 不法投棄の監視・指導体制の強化を行います。
- ごみの分別の周知を図ると共に、資源ごみの収集増加、再資源化を図るものとします。
- 事業者に対し過剰包装の抑制、マイバッグの推進等、ごみの減量化に努めるよう促します。

事業者

- 事務用品等はグリーン商品（再生品）の使用に努めます。
- 発生・排出抑制に努めると共に、再生利用できない素材の使用量を最小限にとどめるよう努めます。
- 不法投棄をしません。また、市の不法投棄対策に協力します。
- 生ごみは、排出時の「水切り」を徹底すると共に、食材ごみの減量化を推進します。

市民

- マイバッグの活用、過剰包装の拒否を心がけます。
- 不法投棄をしません。また、市の不法投棄対策に協力します。
- 家庭での食べ残し、賞味期限切れ、調理くず等の生ごみの排出抑制を心がけます。
- 資源ごみの回収を積極的に実施し、リサイクル活動に参加します。

3 未来への継承 阿波市

(1) 環境教育の推進

環境学習は「大人から子どもへ」、「子供から子どもへ」、「子どもから大人へ」とつながる環境保全意識の連鎖の始まりともいえます。子どもたちの意識に郷土を愛する気持ちを醸成し、次世代だけでなく、両親やその周囲の人間へと波及させる効果が期待できるため、学校における環境学習は非常に重要な要素です。

取り組む項目

- 1) 学校における環境教育の推進
- 2) 地域における環境学習の推進
- 3) 環境教育・環境学習を推進する人材の育成・活用
- 4) 市の特色を取り入れた魅力ある教育環境の整備



取り組む内容

行政

- 教育に活用できる人材、資料、情報を充実させ、環境教育を推進します。
- 学習会の基礎となる環境フォーラムや自然観察会等の開催や支援を行います。
- 環境リーダー養成制度などを活用し、指導者となる人材を確保します。
- 本市の河川や田園・森林など、地域の特色を生かした学習会ができる環境整備を図ります。

事業者

- それぞれの専門分野や経験を活かして環境教育や環境保全活動に協力します。
- 環境フォーラムや自然観察会等への積極的な参加・協力をします。
- 従業員へ環境教育を充実するとともに環境学習を進めます。
- 環境に関する法令、基準等の理解に努めます。

市民

- 子どもたちが環境学習会に参加できるよう協力し、一緒に学習するよう努めます。
- 市民団体など知識と経験のある集団が積極的に環境学習へ協力します。
- 環境リーダー養成制度などを活用し、個人の知識を高めるだけでなく、周囲に広めるように努めます。
- 省エネルギーやリサイクル活動など環境にやさしい生活をするよう見直しを行い、各家庭から環境教育を推進します。

(2) 食育の充実

「農業」と「食」が切り離せない関係にあるように、県下有数の農業地域である阿波市では、食育は重要な要素であるといえます。

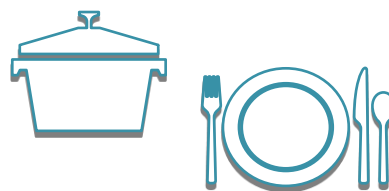
また、多くの食品には添加物が含まれ安心して食べるためには、どうすれば良いかを知ることが大切だと考えられます。合成着色料は、アレルギーの誘発や発がん性の懸念されるなど、問題点を考えなければなりません。

食育を通じて農業や健康問題に関心を抱き、郷土愛を醸成していくことが必要です。

食べ物を作り過ぎない、食べ残さないことや、三角コーナーやストレーナーにクリーンネット等を取り付けて燃えるごみへの水分除去など、食事における環境保全に関する知識の普及は必要不可欠です。

取り組む項目

- 1) 健全な食生活の実現と豊かな人間形成
- 2) 郷土の食文化についての学習、農業体験
- 3) 安心安全な食材の普及活動
- 4) 学校給食における地産地消の推進



取り組む内容

行政

- 健康増進に活用できる人材、資料、情報を充実させ、食育を推進します。
- 安全な食材の基礎となる知識を料理教室や講座等で周知します。
- 農家との連携や、学校給食を通じた地産地消などの食育の制度を継続して推進します。

事業者

- 教育機関、団体と農家が連携し、農業体験を通じた食育に協力します。
- 地産地消を進め、安心安全な食材の提供や食育、農業のPRに貢献します。
- 食品の過剰生産で大量廃棄にならないよう、計画的に販売を行います。

市民

- 料理教室や講座等に積極的に参加します。
- 安心安全な食材を積極的に使用し、食育に協力します。
- 個人の能力を高めるだけでなく、習得した知識を周囲に広めるように努めます。

(3) コミュニティ活動の実践

私たちの地域ならびに地球全体の環境を守っていくためには、今ある環境をよく知り、周りに伝え、そして一緒になって実践していくことが大切です。

本市でも市民やボランティア団体が率先して川や緑などの自然を守る活動を行っています。そのためには必要な人材や制度を行政・事業者・市民が協働で育てていくことも大切なことです。



取り組む項目

- 1) 活動の支援
- 2) 活動の場の整備・提供
- 3) 地域の多様な人的資源の活用
- 4) 環境保全活動のためのネットワークづくり

取り組む内容

行政

- 環境情報を収集し、それらの情報を集約・管理・発信をしています。
- 市民団体や事業者と連携し、環境保全活動などの実施状況を把握・発信します。
- 広報誌やホームページを通じて保全活動や、学習会の情報を発信し、新たな人材や新たな活動に結び付けていきます。
- 環境情報に関する意見の募集や意見交換を行い、より良い情報を提供するように努めます。

事業者

- 環境情報に関心を持ち、発信された情報を積極的に活用します。
- 事業などにより収集・蓄積された環境関連情報の発信に努めます。
- 地域での環境保全活動に積極的に参加します。
- 環境保全に関するネットワークづくりに取り組みます。

市民

- 環境情報に関心を持ち、発信された情報を積極的に活用します。
- 周囲で環境について気づいたことがあれば、市や団体への情報提供に努めます。
- 地域での環境保全活動に積極的に参加します。
- 環境保全に関するネットワークづくりに取り組みます。

(4) 共生・協働体制の確立

市は、市民、事業者の自主的な環境保全活動を促進するように必要な施策を講じるとともに、市民、事業者、市が一体となって環境の保全に取り組む協働体制を確立する責務を担っています。

そのためには、環境教育、環境学習等による啓発や情報提供によって、環境に配慮した生活様式や社会、経済活動が確立されるための支援を行っていく必要があります。

取り組む項目

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1) 大人も子どもと一緒に学習 | 3) 担い手、しくみづくり |
| 2) 環境教育情報の提供 | 4) 啓発普及と身近な取り組み |



取り組む内容

行政

- 緑化の普及活動の推進及び住民による維持管理などの協働を推進します。
- 「アドプト・プログラム」などの推進により、行政と協働で進める環境保全活動を推進します。
- 地域の環境美化活動など、各主体間の協働した環境保全活動を勧めます。
- 環境情報に関する意見の募集や意見交換を行い、より良い情報を提供するように努めます。

事業者

- 緑化の普及活動の推進及び維持管理などの協働に協力します。
- 「アドプト・プログラム」など、行政と協働で進める環境保全活動に協力します。
- 地域の環境美化活動など、各主体間の協働した環境保全活動に協力します。

市民

- 緑化の普及活動の推進及び維持管理などの協働に参加します。
- 「アドプト・プログラム」など、行政と協働で進める環境保全活動に協力します。
- 地域の環境美化活動など、各主体間の協働した環境保全活動に協力します。
- 「エシカル消費」について理解し環境保全に対する意識向上に努めます。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 市民・事業者との協働（環境保全活動）

理想とする環境像と取り組みの目標を実現していくためには、個々の取り組みを着実に進めていくことが重要です。その上で、個々の主体だけでなく、市民・事業者・市が目標を共有して、お互いのできることを尊重し、協働していくことが、取り組みを実現していくためには大切なこととなります。

(2) 庁内の体制

環境衛生課を事務局として、各部署との調整・連携のもと、本計画を推進していきます。市としての環境保全に係る施策を推進し、市民・事業者と連携して協働事業を行います。

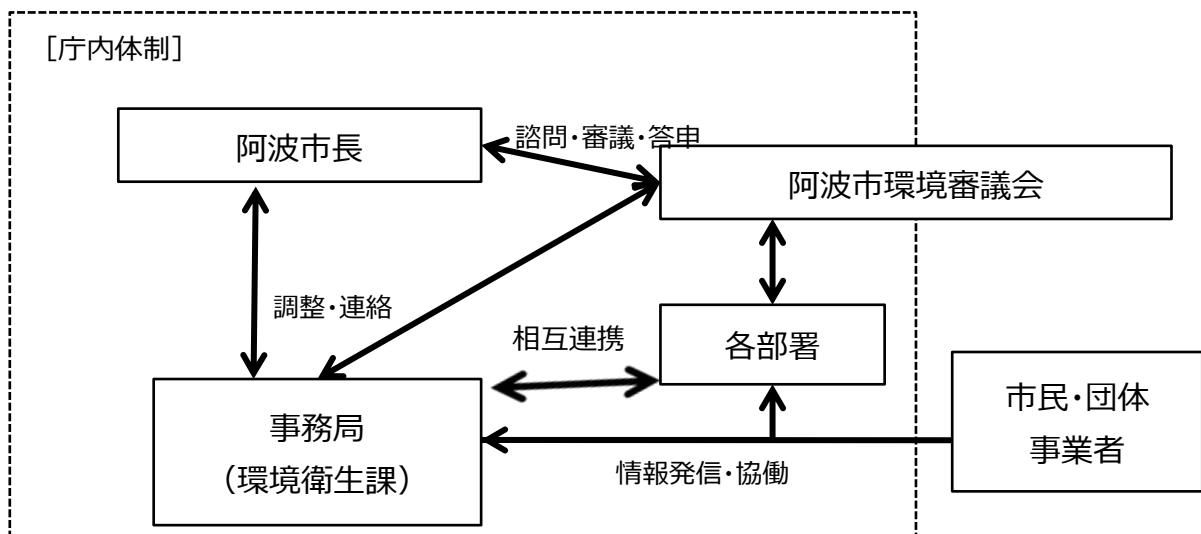
(3) 環境審議会

阿波市環境審議会は、市議会議員および関係機関の職員、その他団体により構成され、市長の諮問に応じ、本市の区域における環境の保全に関する基本的事項及び良好な環境の確保に関する重要な事項を調査審議し、答申する役割を担っています。

(阿波市環境基本条例 抜粋)

第7条 審議会は、市長の諮問に応じ、阿波市における自然環境及び生活環境の保全について調査審議答申するものとする。

計画の推進体制

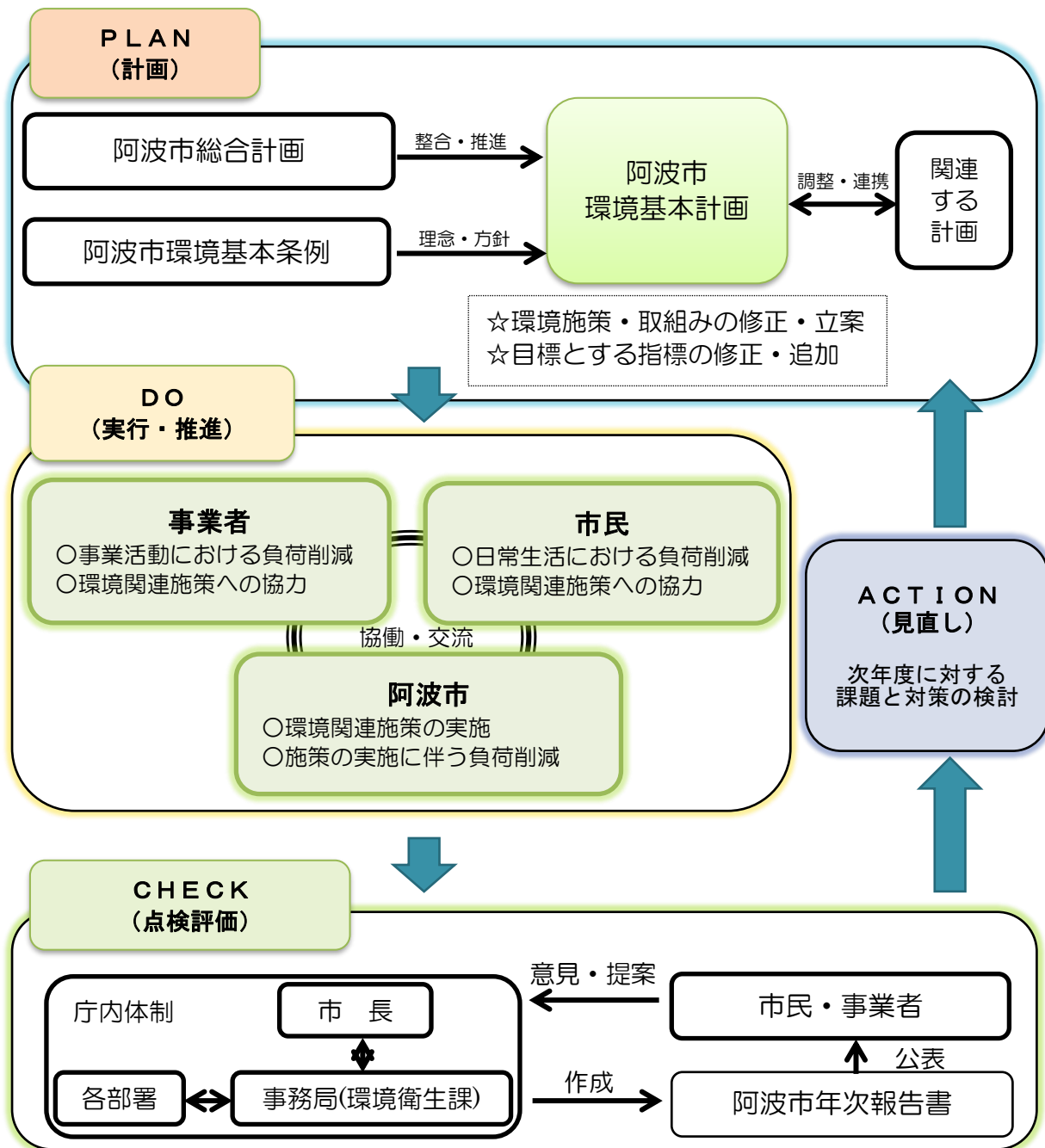


2 計画の進行管理

本計画を、持続可能な実効性のあるものとし、円滑に効果的に進めていくためには、その進捗状況や成果を点検・評価し、計画を進行管理する仕組みが必要です。

この計画の進行管理にあたっては、以下のようにP D C Aサイクルに基づき、継続的な取組が推進される仕組みづくりを行います。

このサイクルは、1年を単位としますが、進捗状況や社会情勢の変化に対応するために、随時計画の見直しを行います。



1 策定体制

(1) 阿波市環境審議会

阿波市環境審議会 委員名簿

番号	職 名	氏 名
1	阿波市議会文教厚生常任委員 委員長	松村 幸治
2	阿波市議会産業建設常任委員 委員長	岩本 雅雄
3	阿波市 副市長	町田 寿人
4	阿波市 政策監	木 具 恵
5	阿波市企画総務部 部長	後 藤 啓
6	阿波市市民部 部長	三 浦 康雄
7	阿波市健康福祉部 部長	安 丸 学
8	阿波市産業經濟部 部長	阿 部 芳郎
9	阿波市建設部 部長	大 野 芳行
10	阿波市教育委員会 次長	妹 尾 明
11	阿波市水道課 課長	藤 川 靖人
12	阿波市農業委員会 会長	福 田 忠利
13	阿波市農業委員会 事務局長	阿 部 守
14	板野郡農業協同組合 組合長	中 野 健二
15	市場町農業協同組合 組合長	塩 田 治夫
16	阿波郡東部農業協同組合 組合長	岩 田 武雄
17	阿波町農業協同組合 組合長	前 田 安夫
18	阿波麻植森林組合 総務課長	佐 藤 章彦

(2) 阿波市環境基本計画策定委員会

平成29年度 阿波市環境基本計画策定委員会 委員名簿

番号	役職	職名	氏名
1	委員長	徳島大学大学院 教授	近藤 光男
2	副委員長	環境保全活動 代表	林 太郎
3	委員	阿波市立小学校長 代表	細川 敬雄
4	委員	阿波市立中学校長 代表	福田 英俊
5	委員	阿波市立小中学校 PTA 代表	森本 匡史
6	委員	阿波市農業委員 代表	阿部 雅信
7	委員	農業協同組合 職員代表	武澤 輝昭
8	委員	農業従事者 代表	武澤 豪
9	委員	農業従事者 代表	大塚 正博
10	委員	土地改良区 職員代表	田處 順三
11	委員	森林組合 職員代表	大塚 章弘
12	委員	工業団地 代表	山之口 栄一
13	委員	阿波市商工会 代表	澤井 茂夫
14	委員	阿波市観光協会 代表	松 永 敬
15	委員	消費者団体 代表	河田 啓子
16	委員	ボランティア活動 代表	田村 二男

2 策定の経過

実施年月日	内容
平成29年6月22日	阿波市環境基本計画策定委員会設置要綱 告示
平成29年7月1日	阿波市環境基本計画策定委員会設置要綱 施行
平成29年7月5日	第1回阿波市環境審議会 開催 <ul style="list-style-type: none"> ・阿波市環境基本計画 諮問・策定検討 ・阿波市環境基本計画策定委員選定
平成29年7月24日	第1回阿波市環境基本計画策定委員会 開催 <ul style="list-style-type: none"> ・委員16名委嘱 ・基本目標及び基本施策の検討 ・市民、事業所アンケートの内容確認
平成29年8月1日 ～平成29年8月11日	市民、事業所アンケート実施 対象：個人1,000人 事業所300団体
平成29年10月16日	第2回阿波市環境基本計画策定委員会 開催 <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画素案について ・アンケート結果について ・パブリックコメント募集について
平成29年12月1日 ～平成29年12月28日	パブリックコメントの募集 募集方法：広報阿波12月号 ACN放送 阿波市役所ホームページ 各支所窓口
平成30年2月1日	第3回阿波市環境基本計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画最終案について承認
平成30年3月14日	第2回阿波市環境審議会 開催 <ul style="list-style-type: none"> ・阿波市環境基本計画 答申

3 阿波市環境基本条例

○阿波市環境基本条例

平成17年4月1日 条例第130号

(目的等)

第1条 この条例は、法令に定めのあるもののほか、阿波市の環境保全について基本的な事項を定めることにより、自然豊かな住み良いまちづくりを推進し、もって市民の健康で文化的なぬくもりのある生活の維持向上に寄与することを目的とする。

2 住みよいまちづくりを推進するに当たっては、緑豊かな恵まれた自然環境や生活環境を守り、現在及び将来にわたり自然と調和した健康で夢と希望と活力のあるまちづくりを基本理念とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境の保全 市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる自然環境及び生活環境の条件をいう。

ア 自然環境 生態系を含む自然資源（山岳、森林、河川等）の景観をいう。

イ 生活環境 市民の日常生活に欠くことのできない条件をいう。なお、生活環境には人の生活に密接に関係のある財産並びに動植物及びその成育環境を含むものとする。

(2) 市民 市内に住所又は居所を有するもの及び一時的に市内に逗留する者等をいう。

(3) 公害 大気汚染、水質汚濁、騒音振動、悪臭、地盤沈下及び土壌汚染によって人の健康と自然の調和が損なわれることをいう。

(4) 開発行為 樹木の伐採、山河の形状変更、土地の形状変更、土石の採取、建築物その他工作物の設置、風致景観の損壊等をいう。

(5) 事業者 開発を行う者をいう。

(6) 廃棄物 ごみ、粗大ごみ、塩素系ごみ等、燃え殻、汚水、ふん尿、雑排水、廃油、動物の死体その他汚物又は不用物であって固形状のもの及び煤煙、粉塵等をいう。

(市の責務)

第3条 市長は、この条例の目的を達成するため次に掲げる事項について、基本的かつ総合的な計画を策定し実施しなければならない。

(1) 自然環境及び生活環境の保全に努めるとともに施設及び設備の整備を図ること。

(2) 市民に対し、良好な生活環境を適正に保持するため環境保全に関する知識の普及高揚を図るとともに、市民の自主的活動の助長に努めること。

2 市長は、開発行為に対し、自然環境及び生活環境の保全並びに公害発生や災害誘発要因その他総合的な検討を行い、開発と保全の調和を図らなければならない。

3 市長は、前項に規定する計画の策定に当たるときは、必要に応じ阿波市環境審議会の意見を聴くものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動によって生ずる環境の破壊を防止するため、市が行う施策の実施に協力するとともに、自己の責任と負担において必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、市が行う施策の実施に協力するとともに、自然環境の保全に努め快適な生活環境を確保するよう努めなければならない。

(設置)

第6条 環境の保全に関する重要事項を調査審議するため、阿波市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第7条 審議会は、市長の諮問に応じ、阿波市における自然環境及び生活環境の保全について調査審議答申するものとする。

(組織)

第8条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 農業委員
- (3) 学識経験者
- (4) 市職員

2 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定める。

(開発行為の届出)

第9条 事業者は、市全域において次の各号に掲げる開発行為を行おうとするときは、当該行為に着手する6箇月前までに開発方針及び開発計画を書面によって、市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 5ヘクタール以上の天然林の伐採
- (2) 延長100メートル以上の道路の開設
- (3) 土石、砂利の採取
- (4) 産業廃棄物等の搬入及び処理施設
- (5) 風致景観の損壊等のおそれのある建築物その他工作物の設置
- (6) その他公益上市長が必要と認める開発行為

2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、関係法令及び基本的かつ総合的な計画によるまちづくりの方針に基づき審査する。また、必要に応じ審議会の意見を聴かなければならない。

(指導、勧告及び命令)

第10条 市長は、審査の結果必要と思われるときは、事業者に対し適切な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。

2 指導を受けた事業者は、届出事項の内容について変更しようとするときは、変更後改めて市長と協議をしなければならない。

3 市長は、前項に規定する勧告に従わない者に対し、当該開発行為の中止、計画の変更、原状回復等自然環境及び生活環境の保全に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 市長は、前項の規定による措置命令に従わない場合行政上の種々の協力を拒むことができる。

(議会の同意)

第11条 市長は、前条の規定による審査が終了した後において、次に掲げる事項について協定を締結しなければならない。なお、重要な事項については、議会の同意を得て協定を締結するものとする。

- (1) 開発方針及び開発計画に関する事項
- (2) 土地の造成に関する事項
- (3) 環境の保全に関する事項

(4) 産業廃棄物の処理に関する事項

(5) 民生の安定に関する事項

(6) その他市長が必要と認めた事項

(基準)

第12条 市長は、自然環境及び生活環境を保全するため、開発の基準を定めることができる。また、特に必要と認めた場合は、区域を指定して当該区域における開発の基準を別に定めることができるものとする。

2 市長は、前項の規定により開発の基準を定め、又は区域を指定し開発の基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴き規則で定めなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(適用の除外)

第13条 この条例の規定は、次に掲げるいずれかに該当する開発行為については適用しない。

(1) 国・県・市及びこれに準ずる公共団体（以下「国・県又は市等」という。）が行う開発行為

(2) 県又は市が出資する法人が行う開発行為

(3) 農林水産業、商工業の振興を図るため、国・県又は市等の補助金を受けて行う開発行為

(4) 非常災害のため必要な応急措置として行う事業

(5) その他特に支障がないと市長が認める事業

(報告及び調査)

第14条 市長は、この条例の実施のために必要があると認めるときは第10条の規定による勧告又は命令を受けた者に対し、開発の実施状況その他必要な報告を求め、又は当該職員に開発地に立ち入り当該土地において行われている開発の状況を調査させることができる。

2 前項の場合において、当該職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(公表)

第15条 市長は、第10条の規定による勧告又は命令を受けた者が当該勧告及び命令に従わないときは、その旨及び当該勧告及び命令の内容を公表することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の吉野町環境保全条例（平成8年吉野町条例第10号）又は阿波町環境基本条例（平成10年阿波町条例第18号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 阿波市環境基本条例施行規則

○阿波市環境基本条例施行規則

平成17年4月1日 規則第85号

改正 平成19年3月27日 規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、阿波市環境基本条例（平成17年阿波市条例第130号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(審議会委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員が互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会長を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。ただし、新たに委員が任命された後、最初に招集すべき審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境衛生課において処理する。

(開発行為の届出)

第6条 条例第9条第1項の規定による届出は、次に掲げる届出書に市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

(1) 条例第9条第1項第1号から第6号までに該当する開発行為の計画届出書（様式第1号）

(2) 前号の変更に係る開発行為の変更届出書（様式第2号）

(届出に係る審査)

第7条 条例第9条第2項に定める審査は、次に掲げる事項について審査し、開発と環境保全の調和を図るため必要に応じ指導及び助言を行うものとする。

(1) 土地利用に関する法令、条例及び規則等の趣旨に即するものであること。

(2) 市の振興計画及び基本的かつ総合的な計画に定められたまちづくりの方針に沿ったものであること。

(3) 国、県及び市の事業計画並びに公共施設等の整備計画に支障を来さないものであること。

(4) 開発周辺区域において災害の防止や良好な生活環境の保全を図るための必要な配慮がなされていること。

(5) 自然環境の保全や公害防止について適切な配慮がなされていること。

(6) がけ崩れ及び土砂の流出による災害が生じないよう必要な配慮がなされていること。

(7) 具体的な事業計画を有し、当該開発が確実に実現する可能性があること。

(身分証明書)

第8条 条例第14条第2項の規定により、当該職員の携帯する身分証明書は、様式第3号によるものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の環境保全条例施行規則（平成8年吉野町規則第4号）又は阿波町環境基本条例施行規則（平成11年阿波町規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月27日規則第7号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

5 阿波市環境基本計画策定委員会設置要綱

○阿波市環境基本計画策定委員会設置要綱

平成29年6月22日 告示第78号

(設置)

第1条 環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画である阿波市環境基本計画の策定にあたり幅広い関係者の意見を反映し、環境行政に関する住民の合意を形成することを目的として、阿波市環境基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査、検討する。

- (1) 阿波市環境基本計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域団体の代表者
- (2) 事業者の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 教育関係者
- (6) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から当該委嘱された日の属する年度の末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を受けることができる。

(報酬の額)

第7条 委員の報酬の額は、阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年4月1日条例第40号）別表の法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例により設置された附属機関の委員その他の構成員の規定に基づき支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民部環境衛生課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

6 環境に関連する施策の実施状況

阿波市の環境に関連する施策

年 度	環境に関する条例・計画
平成17年度	4月1日 阿波市誕生（旧吉野町・土成町・市場町・阿波町が合併） 各種条例を策定 ・阿波市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 ・阿波市環境基本条例 ・阿波市開発事業の調整に関する条例 ・阿波市公害防止条例 ・阿波市ポイ捨て等及び犬のふん害防止に関する条例 ・阿波市土柱自然公園及び阿波市休養村ふれあい公園の設置及び管理に関する条例・阿波市公園条例 ・阿波市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例 ・阿波市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例
平成19年度	第1次阿波市総合計画策定
平成20年度	第1次阿波市地球温暖化対策実行計画策定
平成22年度	阿波市農業振興計画策定
平成25年度	都市再生整備計画策定
平成26年度	第2次阿波市地球温暖化対策実行計画策定
平成27年度	阿波市総合戦略策定 都市再生整備計画 第1回変更
平成28年度	第2次阿波市総合計画策定
平成29年度	第2次阿波市農業振興計画策定 阿波市環境基本計画策定

7 用語集

ア 行

アイドリング

自動車のエンジンに負荷をかけずに低速で空回りさせること。

アイドリングストップ

駐停車や信号待ちなどの間に自動車のエンジンを停止させることで、燃料節約と排出ガス削減を図ること。

一般廃棄物

廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（生活系廃棄物）のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（いわゆるオフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれる。

また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれる。

いのちのリレープロジェクト

植物の栽培・収穫のサイクルを通じて、いのちが連綿と受け継がれていることを子ども達に体感してもらう「いのちのリレープロジェクト」が、阿波市及び人権擁護委員により実施されている。

エコ

エコロジーの略。自然環境保護運動。人間も生態系の一員であるとの視点から、人間生活と自然との調和・共存をめざす考え方。

エコドライブ（エコ運転）

自動車等から排出される二酸化炭素の量を極力少なく抑え、環境に配慮した自動車の使い方を実践且つ継続すること。

N P O

「Non Profit Organization」の略語で、営利を目的とせず継続的、自発的に公益的な市民活動を行う民間団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法（N P O 法）に基づく法人格を取得した「特定非営利活動法人」を「N P O 法人」という。

N P O 法人

市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人。非営利組織。非営利団体。市民活動法人。市民事業体。

オゾン層

地上から 10～50km の高度で地球をとりまく成層圏に存在するオゾン濃度の濃い大気層。オゾンは酸素原子 3 個からなる化学作用の強い気体で、生物に有害な波長を持つ紫外線を吸収する。成層圏オゾンは、太陽からの有害な紫外線の多くを吸収し、地上の生態系を保護しています。

また成層圏オゾン、成層圏の大気を暖める役割があり、地球の気候の形成に大きく関わっています。近年、極地上空でオゾン濃度が急激に減少しているオゾンホールが観測され、フロンガスなどによるオゾン層破壊が問題となっている。

温室効果ガス

大気中にあり、太陽からの熱を封じ込め、地球の温度を上げると考えられる働きがあるガスのこと。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、フッ化窒素等6種類の物質が規定されている。

カ 行

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。

環境基準

環境基本法第16条に基づいて政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準の確保に努めなければならないとされている。これに基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準が定められている。

また、これら基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならないと規定されている。なお、ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法を根拠として、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められている。

環境基本法

それまでの公害対策基本法、自然環境保全法では、対応に限界があるとの認識から、地球化時代の環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律として、1993年に制定された。

基本理念としては、（1）環境の恵沢の享受と継承等、（2）環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、（3）国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられている。

この他、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、環境保全に関する施策（環境基本計画、環境基準、公害防止計画、経済的措置など）が順次規定されている。

また、6月5日を環境の日とすることも定められている。

環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

観光資源

観光客を集めるのに役立つ美しい景観・名所・温泉など。

気候変動に関する国際連合枠組条約（U N F C C C）

「気候変動に関する国際連合枠組条約」の略称。1992年の地球サミットで155か国が署名し成立。二酸化炭素など、地球温暖化などの気候変化の原因となる温室効果ガス濃度の安定化を目標とする地球温暖化防止条約。

協働

市民と市がパートナーシップに基づき、同一の公共的な目的のために役割を分担し、共に協力して活動すること。

京都議定書

1997年に京都で開かれた第三回気候変動枠組み条約締約国会議において採択された議定書。2005年発効。締約国の温室効果ガス排出量の削減目標を数値化し、それを達成するための排出量取引などの方法を示す。

グリーン購入・グリーン商品

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。

健康項目

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。これには、シアンをはじめ蓄積性のある重金属類のカドミウム、鉛、クロム（6価）、ヒ素、水銀、アルキル水銀と化学技術の進歩で人工的に作り出されたP C Bのほかトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなどの有機塩素系化合物など26項目あり、基準値は項目ごとに定められている。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素等が太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される二次汚染物質である。工場・自動車等から大気中に排出された窒素酸化物や炭化水素等の一次汚染物質が、太陽光線に含まれる強い紫外線を受けて光化学反応を起こし生成する、オゾンを主成分として、アルデヒド類等、酸化性物質の混合物となる。

これらを総称してオキシダントと呼ぶ。これらの物質からできたスモッグが光化学スモッグであり、日差しが強く、気温が高く、風の弱い日中に発生しやすく、目をチカチカさせたり（粘膜への刺激）、胸苦しくさせたり（呼吸器への影響）等、人に対する影響のほか、農作物等の植物に影響を与える。

広報・広聴

広報は、市の取組を市民へ情報提供する活動のこと。

広聴とは、市政に対する要望、苦情、意見等を広く収集し、市政に反映させていくための取組。

コミュニティ

居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。大気中にあり、太陽からの熱を封じ込め、地球の温度を上げると考えられる働きがあるガスのこと。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、ぶつ化窒素等6種類の物質が規定されている。

サ 行

再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、太陽熱、水力（中小及び大規模）、風力、地熱、雪氷熱、温度差、バイオマス及び波力・海洋温度差熱等をエネルギー源として利用すること。

温室効果ガスを排出することなくエネルギーを得られるため、地球温暖化対策の一つとしても重要視されている。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリなど廃棄物処理法で定められた20種類の廃棄物をいう。

これらは、事業者が自ら処理するか、知事の許可を受けた処理業者又は地方公共団体等に処理を委託しなければならない。

COD（化学的酸素要求量）

水中の有機物質等が過マンガン酸カリウムによって化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量のこと。数値が大きくなるほど汚濁していることを示す。有機汚濁の程度を表す代表的な項目。有機物が多いほどCODが高い。

四国三郎

四国の吉野川の異称。坂東(ばんどう)太郎（利根川）・筑紫(つくし)二郎（筑後川）に対していう。

自然公園

すぐれた自然の風景地に、その保護と利用を図るため区域を画して設けられる公園をいう。

国が指定する国立公園、国定公園のほか、県が指定する県立自然公園の3種類がある。

植生

ある地域における植物体の集まりの総称。

循環型社会

日々の活動において再利用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑制することや、環境に排出される廃棄物の量を最小限とし、その質を環境に影響のないものへと変換していくシステムを持つ経済社会のことをいう。

新エネルギー

再生可能エネルギーに含まれるもので、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）」で「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義され、太陽光発電や風力発電、バイオマス等、10種類が指定されている。

浸食

雨水、河水、海水、氷河およびその他の自然の営力によって、地球の表面の岩石や土壌を削る作用。

水質汚濁防止法

水質汚濁防止を図るため、工場及び事業場からの公共用水域への排出および地下水への浸透を規制。さらに生活排水対策の実施を推進。国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的としている。

また、工場及び事業場から排出される汚水及び廃液により人の健康に係る被害が生じた場合の事業者の損害賠償の責任を定め、被害者の保護を図ることとしている。

なお、同法で規制される「排水」は、特定事業場から公共用水域に排出される水。

水素イオン濃度（pH）

水素イオン濃度指数。溶液中の水素イオン濃度〔H〕を示す尺度で、 $pH = -\log [H]$ と定義されている。

生物多様性

ひとことでは生きものたちの豊かな個性とのつながりのことをいいます。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3千万種ともいわれる多様な生きものが生まれた。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間

接的に支えあって生きており、生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。

生活環境項目

水質汚濁に係る環境基準で、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。

pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全燐、全亜鉛の10項目あり、基準値は、河川、湖沼、海域別に、水道、水産、工業用水、農業用水、水浴などの利用目的に適用した類型によって項目ごとに定められている。

騒音規制法

この法律では、都道府県知事が、工場及び事業場における事業活動や建設工事に伴い発生する騒音を規制する地域を指定し、指定された地域内において著しい騒音を発生する施設（「特定施設」という）を有する工場・事業場について、規制基準を遵守させるための措置を講ずることになる。

一方、指定地域内で著しい騒音を発生する作業（「特定建設作業」という）を伴う建設工事については、あらかじめ市町村長に届出を提出する等の措置が定められている。また、自動車騒音については、環境大臣が自動車騒音の大きさの許容限度を定めることになっている。

さらに、市町村長は、道路沿道において自動車騒音が一定の限度（「要請限度」という）を超えて周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときには、都道府県公安委員会に対して交通規制を行うよう要請し、道路管理者に対して道路構造の改善等について意見を表明することができる。

タ行

ダイオキシン

ポリ塩化ジベンゾジオキシンの通称であり、ダイオキシン類対策特別措置法では、これにポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーPCBを加えてダイオキシン類としている。

ダイオキシン類は、廃棄物焼却等の過程で生成される有機塩素系化合物であり、その毒性は、発がん性、生殖毒性、催奇形性など多岐にわたる。

また、ダイオキシン類は、分解されにくいいため、環境中に広く存在するといわれているが、量は非常にわずかである。昭和40（1965）年ごろから除草剤として使われたが、同46年使用禁止。

大腸菌群数

乳糖を分解し、酸とガスを形成する好気性又は嫌気性の菌をいう。

大腸菌が水中に存在するということは、人畜のし尿などで汚染されている可能性を示すものである。

脱炭素社会

地球温暖化の原因となるCO₂などの温室効果ガスの排出を防ぐために、石油や石炭などの燃料から脱却すること。

太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの利用を進めるなど、社会全体を低炭素化する努力を続けた結果としてもたらされる社会。

地球温暖化

本来、地球は二酸化炭素やメタンなどの「温室効果ガス」によって平均気温は約15℃に保たれ、人間や動植物にとって住みよい環境が維持されている。

地球温暖化とは、近年、人間の活動が拡大し石油や石炭の消費が増大したことで、温室効果ガスが大量に大気中に排出されているため、温室効果が強まって地球の温度が上昇すること。

通常、太陽からの日射は大気を素通りして地表面で吸収され、そして、加熱された地表面から赤外線の形で放射された熱が温室効果ガスに吸収されることによって、地球の平均気温は約15℃に保たれている。仮にこの温室効果ガスがないと地球の気温は-18℃になってしまうといわれている。

ところが、近年産業の発展による人間活動により、温室効果ガスの濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えたことで、地球規模での気温上昇（温暖化）が進んでいる。海面上昇、干ばつなどの問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。

温室効果ガスの濃度上昇の最大の原因は、石炭、石油等の化石燃料の燃焼であり、さらに大気中の炭素を吸収貯蔵する森林の減少がそれを助長している。

地球温暖化対策

温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化や、国際的に協力して、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定義される「人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象（地球温暖化）」の防止を図るための施策や取組のこと。

地産地消

地域で生産された食べ物（農林水産物）を、地域内または出来る限り近い地域で消費すること。食べ物以外の生産物についていう場合も多い。

低公害車

大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない自動車のこと。

種類としては、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び水素を燃料とする燃料電池自動車がある。

T-N（総窒素）

窒素を含む化合物の総称。無機態窒素と有機態窒素の二つに大別される。

農作物の栄養塩として、肥料としてまかれるとともに、水域の富栄養化の原因ともなる。

T-P（総リン）

リンを含む化合物の総称。無機態リンの二つの形態に大別することができる。天然には燐灰石などのような燐酸塩として産出する。複雑な有機化合物として生物体の重要な部分を構成する。農作物の栄養塩として、肥料としてまかれるとともに、水域の富栄養化の原因ともなる。

天然記念物

自然物または自然の所産で、国やある地方に固有独特のもの。とくに、その国土または郷土だけにみられる動物、植物、地形地質やその集合体、あるいはその存在や生息の領域などのうち、その地域の特徴となって科学的、景観的、歴史的に価値が高いと認められ、その保存、保護を国や自治体から指定されたもの。

特定外来生物

海外からの移入生物による、日本の生態系、人の生命や健康、農林水産業への被害を防止するために、飼育、栽培、保管又は譲渡、輸入などを禁止するとともに、国等による防除措置などを定めている。生態系等への被害が認められる生物。

土壌汚染

人の事業活動その他の活動に伴い、土壌中に有害物質が残留、蓄積し、その結果、直接人の健康を損ない又は人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、若しくは農作物等の生育が阻害されることを土壌の汚染という。土壌汚染の原因となる物質は、カドミウム等の重金属やテトラクロロエチレン等の有機塩素系化合物、ダイオキシン類などであり、28項目について環境基準が定められている。

ナ 行

二酸化窒素

一酸化窒素（NO）と酸素の作用、又は硝酸鉛、硝酸銅の固体を熱すると発生する赤褐色の刺激性の気体。

水に比較的溶解しにくいので肺深部に達し、肺水腫等の原因となる。

ネットワーク

個々の人のつながり。特に、情報の交換を行うグループ。

ハ行

パブリックコメント

行政の政策立案過程で国民の意見を募る制度。

パリ協定

2015年12月に気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択され、2016年11月に発効した、地球温暖化防止に関する国際条約。「世界的な平均気温の上昇を産業革命前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃以内に抑える努力すること」を掲げ、すべての国が5年ごとに削減目標を提出・更新する仕組みなどを規定。

1997年に採択された京都議定書と同様に法的拘束力を有する。

PRTR

化学物質排出移動量届出制度。有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握、集計し、公表する仕組み。

1999年の「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）により制度化された。

PM2.5

直径2.5マイクロメートル以下の超微粒子。自然由来以外に、自動車の排気ガスなどに含まれる。

肺の奥まで入りやすく、肺癌（はいがん）や呼吸系・循環器系への影響が懸念されることから、平成21（2009）年に環境基準が設定された。微小粒子状物質。

BOD（生物化学的酸素要求量）

溶存酸素の存在下で、水中の有機物質等が生物化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量のこと。数値が大きくなるほど汚濁していることを示す。

河川の水質汚濁の一般指標として用いられる。

文化財

文化活動の結果として生み出されたもので文化的価値を持つもの。文化財保護法では有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物及び伝統的建造物群の5分野が文化財として定義されている。

有形文化財：建造物・絵画・彫刻・古文書・考古資料などの歴史上、芸術上、学術上価値の高い有形の文化財。

無形文化財：歌舞伎・能楽・文楽等の芸能、陶芸・染色等の工芸技術などの歴史上、芸術上価値の高い無形の文化財。

民俗文化財：風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋など国民生活の推移の理解に不可欠なもの。

記念物：貝塚・古墳・城跡等の遺跡、庭園・峡谷・海浜等の名勝地及び動物・植物・地質・鉱物等のうち、歴史上、学術上、芸術上又は鑑賞上価値の高いものの総称。

伝統的建造物群：宿場町・城下町・農漁村等周囲の環境と一体となって歴史的趣きを形成している集落や町並みで価値の高いもの。

ボランティア

自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人。

マ 行

ヤ 行

野生動物

原野など人の手の入らない領域に生息している、人間に飼われていない、人間社会の存在に依存していない動物全般。

有害化学物質

環境を経由して人又は動植物に有害な作用を及ぼす化学物質を指す一般的な総称である。具体的には、人の健康又は動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれのある物質として大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法などで指定されたものは有害化学物質といえる。

溶存酸素（DO）

水の自浄作用（有機物を酸化し、安定な形とすること等）や水生生物の生存に必要なとされる酸素が水中に溶けている量。

一般に数値が小さいほど水質汚濁が著しいことを示している。

4 R

「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。

リデュース（reduce 廃棄物の発生抑制）、リユース（reuse 再使用）、リサイクル（recycle 再生利用・再資源化）の頭文字をとった言葉のこと。

環境にできるだけ負荷をかけない循環型社会を形成するための重要な標語であり、考え方。資源の有効利用、環境保全の施策の基本となっている。

「循環型社会形成推進基本法」は、この考え方に基づき、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を（1）リデュース、（2）リユース、（3）リサイクル、（4）熱回収（サーマルリサイクル）、（5）適正処分と定めている。

3 R に「リフューズ（Refuse = ごみになるものを買わない）」を加えて「4 R」、さらに「リペア（Repair = 修理して使う）」を加えて「5 R」という場合もある。

ラ 行

リサイクル

資源の有効利用および環境汚染防止のために、廃物を原料として再生し利用すること。まだ使える不用品を他の人に提供して、活用をはかること。

リターナブル容器 一升びん、ビールびん、牛乳びん、清涼飲料びんなど繰り返し使用されるガラスびんのこと。

小売店を通して回収された後、酒類・飲料・調味料メーカーで洗浄され、中味を詰めて再び商品として販売される。

類型指定

水質汚濁及び騒音の環境基準については、国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県において水質汚濁に関しては水域の利用目的、現状水質等、騒音に関しては都市計画区域等を勘案し、具体的な水域や地域を当てはめ、指定することを行う。

レクリエーション

仕事などの拘束あるいは強制によって緊張し疲れた肉体と精神を回復させ、新たなエネルギーを生み出すために、余暇（レジャー）を利用して行われる活動全体をいう。この法律では、都道府県知事が、工場及び事業場における事業活動や建設工事に伴い発生する騒音を規制する地域を指定し、指定された地域内において著しい騒音を発生

ワ 行



阿波の土柱「四国八十八景」に選定
(はとうがだけ波濤獄：昭和9年5月1日 国指定天然記念物)



阿波市環境基本計画

2018年4月

発行／阿波市

[企画・編集] 阿波市市民部環境衛生課

〒771-1695

徳島県阿波市市場町切幡字吉田201番地1

TEL0883-36-8711 FAX0883-36-8761

ホームページ <http://www.city.awa.lg.jp/>